

---

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、大川君、10番、木内君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

通告順序により発言を許します。

登壇の上、一括質問願います。

15番、北道君。

[15番 北道健一君登壇]

○15番(北道健一君) おはようございます。通告に従い、一般質問をいたします。質問事項は2点ございます。

質問事項の1点目は、「使用していない公営住宅、教職員住宅の管理及び処分について」でございます。使用していない公営住宅、教職員住宅の処分については前に一度一般質問をさせていただいておりますが、その後の進捗状況と新たに統廃合後の教職員住宅の利用状況、管理等について次の事項を伺います。

1つ目は、令和6年度末現在の公営住宅、教職員住宅の用途廃止した棟数と管理状況についてお聞きをいたします。

2つ目は、廃止した公営住宅、教職員住宅の用途変更等利用計画があるか。また、売却及び取壊し処分計画はどのように進んでいるかお聞きします。

3つ目は、学校の廃校を除く統合校の教職員住宅の利用状況と管理方法はどのように行われているのか伺います。

次に、質問事項の2点目は、「町の公衆トイレの設置内容と管理状況について」でございます。静内地区本町近郊、三石地区本町近郊には多くの公衆トイレが設置されており、24時間使用可能なところもあります。遠隔地域はJRの廃止により駅のトイレが撤去されたところもあり、不便な状況が見られます。そこで、町の公衆トイレの設置内容と管理状況について次の事項について町の考えを伺います。

1つ目は、田原、東静内、西川、春立、東別、富沢、本桐、歌笛、川上の遠隔地域に設置している町の公衆トイレの状況を伺います。

2つ目は、設置されている遠隔地の町公衆トイレの管理方法はどのように行っているかお聞き

します。

3つ目は、町が公衆トイレを設置する趣旨と目的の考えについて伺います。

4つ目は、遠隔地に新たな公衆トイレ設置を考えているか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) おはようございます。北海道議員から御質問の大きな項目の1点目、「使用していない公営住宅、教職員住宅の管理及び処分について」、公営住宅分と教職員住宅分に区分し、私からは公営住宅分について御答弁申し上げます。

初めに、1点目の令和6年度末の公営住宅の用途廃止した棟数と管理状況についてでございますが、新ひだか町公営住宅等長寿命化計画の策定基準年となります令和2年度以降に用途廃止した棟数を申し上げますと、建て替え事業に伴う用途廃止につきましては静内柏台団地12棟46戸、静内山手町団地1棟24戸、静内高砂町団地1棟24戸、計14棟94戸、それ以外の建て替えを伴わない用途廃止につきましては静内目名団地1棟4戸、静内田原団地1棟4戸、三石旭町団地1棟2戸、計3棟10戸あり、静内地区の住宅につきましてはいずれも公募により既に売却手続を終えているところでございます。また、三石旭町の住宅につきましては町職員用の住宅として所管替えを行い、現在は地域振興課で管理しているところでございます。

次に、2点目の公営住宅の用途変更等の利用計画並びに売却及び取壊し処分計画は進んでいるかについてでございますが、公営住宅に関連する大きな計画として新ひだか町公営住宅等長寿命化計画がございまして、この計画に基づき点検、維持管理、修繕により長寿命化を図るとともに、建て替えや用途廃止を行い計画的に集約化を進めているところでございます。この長寿命化計画は、人口減少と少子高齢化による年齢構成の変化、地域経済や生活環境の変化、財政状況などを踏まえ、民間賃貸住宅との戸数バランスも考慮し策定しており、新ひだか町全体での公営住宅の管理戸数を令和元年度末の1,387戸から令和11年度までの10年間で約340戸を削減し、管理戸数を1,050戸程度とする計画目標に定めているところでございます。

公営住宅の売却及び取壊しの進捗状況につきましては、管理戸数の削減に取り組むためのファーストステップとなります入居者の移転事業を令和5年度より進めており、移転完了により新たに売却及び取壊しが可能となりました公営住宅は、東静内団地全9棟36戸、静内農屋全2棟8戸、静内御園1棟4戸、三石東蓬莱1棟2戸、三石歌笛6棟12戸、計19棟62戸が新たに追加し、現時点での管理戸数は1,313戸となっております、そのうち三石東蓬莱1棟2戸及び三石歌笛6棟12戸につきましては現在公募による売却手続を進めているところでございます。

長寿命化計画の整備方針としまして、1、将来の地域状況を見据えた適正な管理戸数の実現、2、町営住宅需要への対応と地域経済への寄与、3、住民ニーズに対応できる良質な町営住宅ストックの形成、4、マネジメントによる町営住宅の財政的な負担軽減の4つの方針を掲げており、これに住宅需要のリサーチによる民間への売却の要素を含め、計画期間となります令和11年度に向けて本計画の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) おはようございます。私からは北海道議員御質問の「使用していない公営

住宅、教職員住宅の管理及び処分について」の教職員住宅分について御答弁申し上げます。

初めに、1点目の令和6年度末の用途廃止した棟数と管理状況はについてでございますが、まず過去5年度分の年度末における教職員住宅の管理棟数について申し上げますが、令和2年度末は66棟97戸、令和3年度末及び令和4年度末は65棟96戸、令和5年度末は64棟95戸、令和6年度末は42棟65戸となっております、住宅の取壊しや学校再編により教職員数が減少し、住宅の需給状況に変動が生じたため、教職員住宅としての用途を廃止し、普通財産へ移管したことにより管理数が減少しているものでございまして、令和2年度末から24棟32戸を用途廃止しております。

次に、2点目の用途変更等の利用計画並びに売却及び取壊し処分計画は進んでいるかについてと3点目の廃校を除く統合後の教職員住宅利用状況と管理方法はについて一括して御答弁申し上げます。教職員住宅については、令和2年12月に策定した新ひだか町教職員住宅基本方針や令和6年10月に策定した教職員住宅修繕計画に基づき維持管理を行っているところでございます。その概要でございますが、静内地区にあっては今後においても児童生徒数の減少により教職員数の減少が見込まれることから、建設からの経過年数が比較的浅い高静地区教職員住宅35戸を適切に維持管理し、これ以外の教職員住宅は需給関係を見極めながら教職員住宅としての用途を廃止する方向とし、三石地区にあっては民間賃貸住宅の供給が不足している状況ではあるものの、若年層を中心として静内地区の民間住宅への入居も多い実態にあり、近年では空き家となることも多々あることから、今後の需給関係を見極め一定の戸数を維持することとしておりまして、老朽化等により今後の供用が困難と判断される教職員住宅については解体も視野に入れて処分整理を進めることとしております。

続いて、住宅の利用状況についてですが、令和7年9月1日現在の管理数は42棟65戸でございまして、そのうち入居戸数が55戸、空き家が10戸となっております。なお、空き家10戸のうち8戸がボイラー設備の故障や給水管の破裂、床の著しい損傷などにより居住するためには修繕が必要となり、多額の費用が想定されることから、現在は供用を停止しており、実質的に入居可能な住宅は57戸であり、9月1日現在での入居可能住宅総数に対する入居率は96.5%となっております。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

[生活環境課長 小野和寿君登壇]

○生活環境課長(小野和寿君) おはようございます。北道議員からの御質問の大きな2点目、「町の公衆トイレの設置内容と管理状況について」御答弁申し上げます。

公衆トイレは、誰もが自由に使えるトイレとして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の規定により市町村が必要と認める場所に設置し、維持管理を行っていくこととなっております。新ひだか町が設置管理する公衆トイレは、イベント等で一時的に設置する場合を除き、公園に設置されているトイレを含め、静内地区で19か所、三石地区で5か所、合計24か所の公衆トイレを設置管理しているところであります。

そこで、1点目の田原、東静内、西川、春立、東別、富沢、本桐、歌笛、川上地区の町公衆トイレの設置内容はについてですが、町が管理する公衆トイレとしまして、田原地区は二十間道路にありますエントランス広場内にさわやかトイレの1か所、東静内地区は東静内築港トイレの1か所、春立地区は春立海岸トイレの1か所、富沢地区は有限会社勸業運輸前公衆トイレの1か所、歌笛地区は歌笛住民センター前公衆トイレの1か所となっております、西川、東別、本桐、川

上地区には町が管理する公衆トイレはない状況であります。

次に、2点目の設置されている遠隔地の公衆トイレの管理方法については、二十間道路のエントランス広場内さわやかトイレは4月から10月までの期間内で4月と5月は毎日、6月から10月は3日に1回、東静内漁港トイレは5月から3月までの期間で10日に1回、春立海岸トイレは4月から10月までの期間で週1回、三石地区は通年の期間で週1回の清掃、トイレトーパー等の管理、施設の損傷等についての報告を委託業務で行っているところであります。

次に、3点目の公衆トイレを設置する趣旨と目的の考えについては、公衆トイレ設置の目的は管理する土地及び建物の清潔の保持でありまして、公共の場所を汚さず、公衆衛生の低下を招かないため公衆トイレを設置するもので、不特定多数の人が利用するような場所や長時間にわたり滞在するような場所、人通りの多い場所などに設置することで生活環境の清潔が保持され、公衆衛生の向上が図られるものと考えております。

最後に、4点目の遠隔地に新たな公衆トイレの設置の考えについては、公衆トイレの設置は清潔の保持が目的でありますので、町といたしましては不特定多数の人が集まるような場所や長時間滞在するような場所、人通りの多い場所などで周辺に公共施設や自由に使えるトイレがなく、公衆トイレを設置しないことによって清潔が保持されず、公衆衛生の低下を招くような状況が想定される場合には新たな公衆トイレの設置を検討していかなければならないと考えておりますが、現状としましては新たな設置を検討している場所はなく、逆に利用が極めて少なくなっている公衆トイレの整理を検討しなければならない時期を迎えていると感じているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 壇上から答弁をいただきましたので、何点か再質問をさせていただきます。

1点目の使用していない公営住宅、教職員住宅の管理及び処分についての再質問で1つ目の令和6年度末公営住宅、教職員住宅の用途廃止と棟数と管理状況についての再質問をします。公営住宅の壇上答弁で公営住宅は令和2年度以降建て替え事業による用途廃止が14棟94戸、建て替えを行わない用途廃止は3棟10戸あることで理解しましたが、公営住宅の用途廃止は毎年増加しているのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 令和6年度までも用途廃止行ってきておりますが、今年度につきましてもこれまで7棟14戸用途廃止しているところでございまして、計画目標であります1,050戸程度への削減に向けて今後も用途廃止が増えていくと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 今後も増加していくということで理解をいたしました。

次に、公営住宅の管理計画で今後も公営住宅の更新は計画どおりに進めていくのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 近年の建築資材や人件費等の上昇に伴います建築コストの高騰や財政状況によりまして、計画どおりに建て替えが行えていない状況も現在あります。それで、現在の計画どおりの更新は厳しいものと考えておりますので、次期の計画更新に向けまして計画内容の精査をしまいたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 資材高騰、人件費の高騰で計画どおりの更新は難しいですが、次の計画で見直ししながら進めていくということで理解をいたしました。

次に、廃止した公営住宅の草刈り等の管理はどのように行っているかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 自治会や近隣の住民の方の協力をいただいている部分と、あと建設課の職員で行っているところもありますし、委託等により草刈りを実施しているところもございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次に行きたいと思います。廃止した公営住宅、用途変更等利用計画があるか、また処分及び取壊し処分計画はどのように進んでいるかの再質問ですが、壇上答弁で売却、取壊しの住宅については19棟62戸ある、三石地区には7棟14戸で公募の売却手続を進めている答弁でしたが、用途廃止した現状の公営住宅売却を9月の広報で購入希望者を募集されておりますが、それ以外で現状の公営住宅、廃止した公営住宅で売却可能な建物はあるかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 用途廃止した住宅の中で住宅が使用可能なのかという状況等も確認し、その住宅購入の需要があるかどうか、その辺を調査しながら、売却可能な物件もございますので、それらについては今後も売却のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 現状でも売却可能な住宅は、内容を調査しなければ分からないと思いますが、あるということで、現状でやっぱり売却できるものは今後も続けて処分していただきたいと思いますが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 今後も公募による売却を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 次に、用途廃止して使用できない元の公営住宅は、日常管理も大変なので、早く取壊し処分を順次取り進めていただきたいと思うのですが、東静内地区の国道近くに廃止された公営住宅があります。取壊し処分等を検討しているかお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 東静内地区の国道近くの廃止した公営住宅、それも含めまして東静内の団地全て9棟36戸ございます。その中で、今年度につきまして国道、議員おっしゃられている場所かどうかはあれなのですけれども、2棟8戸の取壊しを今年度予定してございます。その他につきましても、今後予算の確保とかの状況にもよりますが、順次進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次に、3つ目の学校の廃校を除く統合校の教職員住宅の利用状況と管理方法はどのように行われているかの再質問をいたします。壇上答弁で教職員住宅は9月1日現在42棟65戸あり、入居が

そのうち55戸で空き家が10戸、その空き家の10戸のうち8戸が修繕が必要で供用を停止している答弁でしたが、そしたら三石小学校の西側にある教職員住宅で使用していない空き家となっている教職員住宅が2戸ほどあります。とても管理されているとは見えませんので、管理上、防犯、火災の危険があると思われませんが、この管理部署はどこで行われているかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 鈴木管理課長補佐。

○管理課長補佐(鈴木悟士君) 御質問にありました住宅につきましては、三石小学校の敷地内の入り口にある住宅のことだとお見受けします。こちらの住宅については教育委員会管理課で所管しております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 教育委員会の管轄ということですが、もうこれから修繕もできないし、使用もできないということであれば教育委員会の管理から別のところに移して処分等を考えないのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 鈴木管理課長補佐。

○管理課長補佐(鈴木悟士君) 御質問のありましたこの住宅につきましては、老朽化により今後の供用が困難であると判断されますので、さきに御答弁申し上げました令和6年10月に策定いたしました教職員住宅修繕計画に基づき、取壊しをする方針となっているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

1点目の再質問は以上で終わりました。次、質問事項2つ目の公衆トイレの設置内容と管理状況についての再質問をさせていただきます。壇上答弁で町内の公衆トイレは静内地区19か所、三石地区で5か所、合計24か所と伺いましたが、三石地区では公共施設トイレとして旧三石駅にありますふれあいサテライト三石、それから梶舞海浜公園の道の駅に公衆トイレがあり、多くの方が利用されております。そこで、1つ目の遠隔地域の設置している町の公衆トイレの再質問ですが、壇上答弁で田原、東静内、春立、富沢、歌笛の5か所に公衆トイレがあり、ほかの地域は公衆トイレがない状況と伺いました。その中で、東静内は築港トイレ、春立には海岸トイレがある答弁でしたが、東静内も春立もJRの公衆トイレの廃止で非常に不便に思われます。そこで、遠隔地域の公衆トイレの設置が5か所と非常に少ないように思いますが、町はどう考えているのか再度お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) どこの遠隔地の地域にも清潔の保持がされ、自由に利用できる公衆トイレというのがあることが理想的ではありますが、利用が極めて少ない場所への設置というところがなかなか難しいところがあります。公衆衛生の低下を招くような状況が想定される場合にあっては十分設置等の検討をしてみたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次に、2つ目の設置されている遠隔地の町公衆トイレの管理方法はどのように行っているのかについては壇上答弁で理解しましたので、再質問はございません。

次に、3つ目の町が公衆トイレを設置する趣旨と目的の考え、これと4つ目の遠隔地に新たな

公衆トイレを設置する考えについて併せて再質問をいたします。壇上答弁で公衆トイレは不特定多数の人が利用し、周辺に公共施設や自由に使えるトイレがない場合、生活環境の清潔が保持され、環境衛生の向上が目的という答弁がありました。あわせて、逆に利用が少ない公衆トイレは整理の検討を行うという答弁でしたが、目的に沿った形で施設がなく、不便な遠隔地には公衆トイレの設置を検討すべきと思いますが、再度どのような考えかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 壇上で答弁で清潔の保持が目的であるということをお聞きしましたが、その清潔の保持というのが多数の方が集まったり、滞在したり、通るような場所であって、周辺に公共施設がなく、かつ公衆衛生の低下を招くような状況が想定される場合には設置の検討をしなければならないかなと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 次に、先ほども言いましたけれども、JRの廃止により駅のトイレが除去された東静内、春立には港関係で多少2か所あるというのは聞いていますが、非常に住民が不便だと思います。この2つの地区に新たな設置を考えられないかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 東静内、春立につきましては駅に併設したトイレがありました。使用頻度が少ないことと施設の老朽化、あといたずらなどで施設が損傷していることなどもありまして、昨年度取壊しを行っております。取壊しの際には周辺の自治会のほうとも十分協議をしまして、了解を得た中で実施をしているところでありますので、住民の方が不便という認識はありませんので、現状では新たな設置というところは特に考えてはございません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 遠隔地域の公衆トイレは、地元の関係者でなく、そこに観光で訪れる人や営業で通る人、そういう人にも配慮すべき公衆トイレが必要だと思います。そのような考え方を持って、この2つの地区には公衆トイレを設置しないのか再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) これまでとの繰り返しにはなるのですが、どこの遠隔地の地域にも清潔の保持がされて、自由に使用できる公衆トイレがあるということは理想的ではありますが。しかしながら、遠隔地の住民の方自体は御自宅のトイレを利用されたりですとか、地域の方の利用というものはちょっと少ないのではないかとということと、あと観光等で多くの方が利用が見込まれるような場所につきましては、そういった場所ですとか、あと不特定多数の方が長時間利用されるような場所については既に公衆トイレが設置されているような状況というのもありますので、ある程度一定程度の配慮はされているのではないかなと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 次に移りますが、実は春に三石小学校を訪問したときに学校での行事、遠足とか見学とかあるのですが、その場合には非常に公衆トイレ、水洗トイレのない場所には行けないし、段取りできないし、特に女子児童や女子生徒には大変だというお話を聞きました。

そこで、歌笛地区の公衆トイレについてですが、実は歌笛総合住民センター横に設置されておりますが、今回歌笛総合住民センターが生活館に建て替えられるということで自治会長会議の中で内容が説明されましたが、住民センターの取壊しに伴って、同時に歌笛地区にある公衆トイレ

も解体するというようなお話を聞きました。このトイレの管理は町の依頼で自治会が行っており、解体されてなくなることは地域に来る多くの利用者が不便になります。近くには公共施設もなく、コンビニ等の営業をしていない地域です。遠隔地域の歌笛地区には最低でも1か所の公衆トイレが必要と思いますが、更新という形で公衆トイレの設置を検討できないかお聞きをしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 三上地域振興課長。

○地域振興課長(三上泰範君) 今の御質問ですけれども、歌笛総合住民センター前公衆トイレにつきましては、生活環境課長の壇上からの御答弁でも申し上げましたとおり、歌笛地区連合自治会にトイレの管理を委託して通年で清掃などを行っていただいているところでございます。この公衆トイレ、平成11年に建設されまして、直接落下式の和式トイレでございます。建設から26年近く経過し、ひさしに腐食、劣化が見られるほか、一部タイルの剥げ落ちなど老朽化していることから、過去、平成30年頃ですか、町としては将来的には廃止する方針として歌笛地区連合自治会にも説明しておりまして、そのため下水道にも接続はしていない状況にあります。建設から数十年を経過し、時代の変化とともに公衆トイレの利用状況も変化しておりまして、し尿くみ取り量から推測しても地域住民の利用は少ない現状にあると考えております。このことから、今回のファシリティマネジメントの歌笛地区集会施設集約化事業による歌笛総合住民センターの廃止と併せまして公衆トイレを解体することとしておりますので、御理解願います。

なお、公衆トイレの更新につきましては、多額の費用がかかることから考えてはおりません。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 地域の住民だけでなく、そこに来られる方が毎日のように利用しています。その利用実態を知らないことも考えられますので、また地域でいろいろ相談あったときに相談をいたしたいと思います。

最後になりますが、町内の遠隔地の公衆トイレの設置状況や町の考えを多少聞かさせていただきましたが、最後に町長はどのような考えをしているのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 北道君、昨日も言いましたけれども、質問に町長という指定はできませんので、御理解ください。

○15番(北道健一君) 申し訳ございませんけれども、議会で町長が一言も発言がないということに不満を感じますが、以上で私の一般質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 質問しなくていいのですか。町長ではなくてほかの職員答弁すればいいのだから。いいのですか。

○15番(北道健一君) 結構です。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時10分

---

再開 午前10時22分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

6番、城地君。

[6番 城地民義君登壇]

○6番(城地民義君) それでは、一般質問させていただきます。

大きく分けて3点でございますが、まず1点目の令和7年度の全国学力・学習状況調査、対象学年が、毎年ですが、小学校6年生と中学3年生の教科は国語、算数、中学の数学、そして理科等の調査をしたわけでございますが、この結果について御質問をさせていただきます。この件につきましては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、そしてさらにはこの取組を通して教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを調査の目的としているとうたっておりますが、調査結果について次のとおりお伺いをいたします。

1点目でございますが、この調査を実施した当町の学校数、それから児童生徒数、さらに実生徒数も教えていただきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目、小学校6年生の国語、算数、理科の各教科及び中学3年生の国語、数学、理科の各教科の平均正答率等の結果が全国、北海道の数値を踏まえた結果と正答率の低い設問及び学習指導の改善点についてをお伺ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それから、最後の3点目ですが、北海道教育委員会の学力向上推進のための指導資料がございますが、当町は各学校においてこのリーフレット、学校での学習習慣や生活リズムの確立に向けての小学校版、中学校版、この活用と、それから家庭での活用について、学力向上推進への取組についての状況はどのようになっているのかをお伺ひをしたいと思います。

1点目については以上でございます。

それから、2点目、大きく2点目でございますが、「中小河川の河道内樹木伐採などの河川維持管理対応による洪水対策について」でございますが、この質問についての中小河川は、御承知のとおり、中小河川とは北海道、それから市町村の普通河川に係る関係についてを踏まえてこれから質問したいと思います。近年地球環境の変化による異常気象によって、北海道の各中小河川においても氾濫などによる甚大な被害を及ぼしているところでございます。当町におきましても、台風や爆弾低気圧の上陸によりまして想定を超える災害をもたらす危険性があり、十分な対策が必要であると考えているところでございます。河道内の立木の伐採や堆積土砂の除去といった河川の維持管理は、公共土木施設の維持管理基本方針において流下能力を阻害し、出水時に洪水、氾濫の原因となるおそれがある場合には伐採や除去をすることとしておるところでございますが、特にこれに関しまして道道、町道の橋梁に係る橋台や橋脚に流木が滞留いたしまして河道内閉塞や河床上昇等が原因として挙げられているところでございます。

そこで、1点目でございますが、2級河川の鳧舞川についてでございますが、河川延長約31キロメートルありまして、河口から上流域までに橋梁の関係が9か所、そのうち道道が3か所、町道の関係が6か所の橋梁が架設されているところでございます。現状を見ますと、それぞれの橋梁付近の上流、下流河川内に特に河道内樹木が生い茂り、土砂も堆積しておりまして、さらに一部中州が形成されており、河川管理上現状を把握し、段階的な対策が必要であると考えられますが、町としてどのように把握しているのか、そしてまた関係機関との事前の協議などがあるのかどうかも含めて御答弁を願えればありがたいです。

それから、2点目でございますが、この河川の中で特に市街地にあります歌笛市街地を横断している町道の歌笛橋、橋梁延長115メートル、この付近の現状を見ますと、上、下流河川内の河道内に樹木が密集をして生い茂っており、実際には見ますと樹木も橋梁の高さまでの高木である現

状から豪雨には流水を阻害してきますので、河道内樹木の伐採が急がれると考えられます。そしてまた、土砂が堆積し、現状は中州が形成されておりますので、現在の河道流心も左岸側、橋台側へ導いている状況であります。したがって、本来の河道中心は3か所の橋脚の河道瀬替えをすべきと考えております。現在の状況を鑑みますと、流出量に対する断面不足を来し、上流域の流木が長時間に滞水をしまして河岸の決壊するおそれが発生するのではないかと考えております。異常低気圧や台風による集中豪雨でこれらが支障となりまして、洪水、氾濫の危険性が危惧されるところでございます。過去の集中豪雨では住宅の床上浸水、冠水被害、そして畑地等への冠水等があり、地域住民からも不安の声が現在もあるわけでございます。したがって、河川管理者に対しての維持管理、洪水対策と道路管理者としての管理上を踏まえまして協議すべきと考えますが、いかがかお伺いします。また、町としてこれらの現状をどのように把握しているのかも伺いたしたいと思います。

3点目、ただいま申し上げましたこの梶舞川の31キロメートルの間には、9か所のうち、さらにその残り8か所がございますけれども、これらの橋梁付近の上、下流部についての河道樹木伐採等の洪水対策についても現状を把握し、今後の取組を図るべきと考えますが、町としてどのように考えているかをお伺いしたいと思います。

最後になりますが、バイオマス燃料への利用など伐採木の再利用による処分費用の削減については、北海道ではこれまでも河川維持などで伐採した樹木について、売払いなどにより処分費用などのコストの削減、そしてまた木質バイオマスにおける有効活用についてのモデル事業を実施しているところでございますが、処分費用のコスト削減対策を進めていると思っておりますが、実施事業の内容等につきまして今日中小河川の事業についてどのような取組をしているのかを分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

以上、2点目については質問をこれで終わります。

最後の3点目でございますが、「高齢者福祉6施設の指定管理者制度導入における管理運営体制について」でございます。この件につきましては従前も質問させていただいておりますが、指定管理者の移行後4年を経過し、施設の利用状況や転籍職員等の状況と民間活力導入による介護サービスなど、管理運営体制の現状についてをまずお伺いします。

そこで、1点目でございますが、指定管理者に支払います指定管理料のうち、指定管理者への転籍職員数、うち正職員数、それから非正規職員数の現状についてでございますが、この高齢者福祉6施設の一体的な指定管理に伴う施設の移管に当たっては、町の当初指定管理者導入計画試算時に転籍を想定した現給保障を要する職員数は173名で、そのうち正職員数は88名とプラス非正規職員が85名で173名の現給保障体制で試算し、スタートしたところでございます。そこで、1つ目でございますが、令和5年3月31日現在の決算までの現給保障対象転籍職員数は124名で、正職員数が54名と非正規職員が70名と報告されおります。そこで、令和5年3月31日の現給保障対象額は、その時点で決算2億3,808万2,000円となったということで確定しております。これを踏まえますと当初の町職員の現給保障対象額の額の算定基本額は2億7,260万円でございますので、この2億7,260万円からただいま申し上げました2億3,808万2,000円の決算額を引きますと3,451万8,000円が不用額の人件費として残るところでございます。現給保障の中身については人件費としての交付目的を限定されたものでございまして、非指定管理料であると捉えて今日までおるところでございます。

これらを踏まえまして、次にその後のいわゆる令和5年度の実績、それから令和6年度、今年の3月31日現在の決算における月ごとの現給保障転籍職員数と、それから正規の職員数と非正規職員数、この非正規職員数にはフルタイム職員数とパートタイム職員数がございませぬけれども、これらについての職員数と、さらにこれらを踏まえた各現給保障額を幾らかを質問をいたします。そしてまた、これらを踏まえました指定管理料の委託となっているはずなのですが、なっているのかも改めましてお伺いしたいと思います。これらに関しましては事前に資料の請求をしておりますが、今現在提出されておられませんけれども、よろしくお願いをしたいと思います。詳細につきましては再質問でさせていただきますが、壇上での質問はここまでとさせていただきます。

そして、最後の2点目でございますが、令和7年度決算、いわゆる4月期直近の各6施設の利用状況のうち区分ごとの稼働率の現況を数値をお伺いしたいと思いますので、よろしく答弁のほどをお願いいたします。

以上で終わります。よろしく答弁のほどをお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) 城地議員御質問の大きな1点目、「令和7年度全国学力・学習状況調査対象学年の小学6年生と中学3年生の国語、算数、数学、理科等の調査結果について」御答弁申し上げます。

令和7年度全国学力・学習状況調査は、令和7年4月17日に小学6年生及び中学3年生の児童生徒を対象に実施され、小中学校ともに教科に関する調査と児童生徒質問紙調査の2種類の調査が行われました。教科に関する調査は国語、算数、数学、理科の3教科について学習内容の理解等に関して、児童生徒質問紙調査は学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する調査が行われております。なお、中学校の理科と小中学校の児童生徒質問紙調査については別日に1人1台端末を使って行われました。

そこで、1点目の調査を実施した学校数、児童生徒数についてですが、小学校は3校で実施し、令和7年4月末小学6年生在籍人数138名のうち調査を実施した児童数は、国語、算数、理科、児童質問紙調査ともに130名となっております。中学校も3校で実施され、令和7年4月末中学3年生在籍人数170名のうち調査を実施した生徒数は、国語、生徒質問紙調査は146名、数学は145名、理科は147名となっております。小中学校ともに在籍児童生徒数に対し、調査を実施した児童生徒数が少ない理由については、特別支援学級在籍児童生徒や当日の欠席により調査を受けることができなかった児童生徒がいるためでございます。

次に、2点目の小学6年生及び中学3年生の国語、算数、数学、理科、各教科の平均正答率等の結果が全国、全道の数値を踏まえた結果と正答率の低い設問及び学習指導の改善点について伺うについてですが、平均正答率の実数字は外部に公表しないこととしておりますので、町内と全国、全道との平均正答率の差を文言区分でお答えします。その文言区分につきましては、差が1ポイント未満であれば同様、差が1ポイント以上3ポイント未満であればほぼ同様、差が3ポイント以上5ポイント未満であればやや低い、差が5ポイント以上7ポイント未満であれば低い、差が7ポイント以上であれば相当低いと表現しております。まず、小学校の状況ですが、国語は平均正答率において全国が66.8%、全道が65.0%であるのに対し、当町はやや低い。算数では、全国の前答率が58.0%、全道が55.0%だったのに対して当町は相当低い。理科では、全国の前答率が

57.1%、全道が56.0%であるのに対して当町は相当低いという結果になっております。次に、小学校の結果で全国、全道と比べて正答率の低い設問についてですが、国語では目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするなど自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかを見るという設問が一番低い結果となっており、学習指導要領の書くことの領域に課題が見られる結果となりました。算数では、示された資料から必要な情報を選び、数量の関係を式に表し、計算することができるかどうかを見るという設問が一番低い結果となり、数と計算の領域に課題が見られる結果となりました。理科では、氷が解けてできた水が海に流れていくことの根拠について、理科で学習したことと関連づけて知識を概念的に理解しているかどうかを見るという設問が一番低い結果となり、地球を柱とする領域に課題が見られる結果となっております。

次に、中学校の状況ですが、国語は平均正答率において全国が54.3%、全道が54%であるのに対し、当町は低い。数学では、全国が48.3%、全道が47%であったのに対して当町は相当低いという結果でした。理科については、今回の調査から結果の公表が真の学力をより正確に測定することができると言われる項目反応理論に基づいて値を算出するいわゆるIRTスコア方式となっており、国語、数学のような平均正答率の結果公表とは方法が異なるため、同様に比較することはできませんが、全国のIRTスコアを1として当町の結果と比較しますと、差が7ポイント以上の相当低いという結果となります。中学の結果で全国、全道と比べて正答率の低い設問についてですが、国語では読み手の立場に立って表記を確かめて文章を整えることができるかどうかを見るという設問が一番低い結果となり、学習指導要領の書くことの領域に課題が見られる結果となっています。数学では、目的に応じて式を変更したり、その意味を読み取ったりして事柄が成り立つ理由を説明することができるかを見るという設問が一番低い結果となり、数と式の領域に課題が見られる結果となっております。理科では、小腸の柔毛、肺の肺胞、毛根に共通する構造について学習する場面において共通性と多様性を見方を働かせながら比較し、多面的、総合的に分析して解釈ができるかどうかを見るという設問が一番低い結果となり、生命を柱とする領域に課題が見られる結果となっております。

学習指導の改善点についてですが、当町では児童生徒が通学する校区の小学校と中学校が連携して学力向上に取り組む新ひだか町中学校区別学力向上推進ブロックによる取組を進めているところです。特に今回の調査で小中学校ともに国語では書くこと、算数、数学については数と計算、数と式の領域に課題が見られる結果となっており、各ブロックで課題を共通認識して授業改善に当たっております。学習指導の改善においては、授業で身につけさせる資質能力を明確にすること、子どもの興味関心を引き出すこと、一人一人が考え、表現する活動を活発にすることなどを重点にして取組を進めるように指導しているところです。これらの取組の進捗状況については、町指導主事の学校訪問や各ブロックへの定期的なヒアリング、毎月行っている校長会議、教頭会議にて報告させ、適宜指導、助言を行っているところです。

また、当町では今年度、国の指定事業でGIGAスクール構想の加速化を図ることを目的としたリーディングDXスクール事業の指定を受け、ICTを活用した学習指導の改善に取り組んでおります。取組では高静小学校と静内第三中学校を指定校、ほかの小中学校4校を協力校として、全国の優れた授業実践の参観及び情報交換、文部科学省主催の学習会への参加、学校DX戦略アドバイザーを講師とした学習会の実施等、教員がICTを活用した優れた実践に数多く触れるこ

とができるよう研修の機会を確保し、町全体で授業改善に取り組んでいるところです。

最後に、3点目の北海道教育委員会の学力向上推進のための指導資料があるが、各学校において学校での学習習慣や生活リズムの確立に向けてのリーフレットの小学校版、中学校版の活用と家庭での活用による学力向上推進への取組状況はについてですが、当町では北海道教育委員会のリーフレットは活用しておりませんが、町独自の取組として毎年年度初めに新ひだか町「家庭学習のすすめ」を教育委員会で作成し、各学校を通して全児童生徒の世帯に配付し、家庭学習の習慣化を目指す取組を進めるとともに、町内の全ての小中学校において家庭学習の習慣化等を目的とした家庭学習強化期間の実施、SNSやスマートフォンの使い方を見直し、家庭学習や家族の時間を充実させることを目的とした新ひだか町アウトメディア週間の取組を年2回行っております。家庭学習強化期間は平成29年度から、アウトメディア週間については令和5年度から取組を始め、令和7年4月に実施した際の保護者アンケートからは9割以上の家庭が家庭学習強化期間について認識しており、8割以上の児童生徒が家庭学習に取り組んだという結果が出ています。アウトメディア週間については、家庭で取り組んだとの回答は約4割程度となっており、アウトメディアの取組については今後も学校と協力し、さらに取組を進めていく必要があると認識しております。

このように、教育委員会では学力向上を学校教育の最重要課題として位置づけ、様々な取組を進めておりますが、今回の全国学力・学習状況調査の結果から見てとれる課題も踏まえて、町内小中学校の連携をより一層強化しながら授業改善を進め、全ての子どもたちに確かな学力と豊かな心と健やかな体の育成を目指して粘り強く取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) 城地議員から御質問の大きな項目の2点目、「中小河川の河道内樹木伐採などの河川維持管理対応による洪水対策について」御答弁申し上げます。

初めに、2級河川、鳧舞川に関する質問でございますので、北海道が管理する河川の河道内の樹木伐採や堆積土除去などの維持管理について御説明させていただきます。北海道では、近年の異常気象による大雨、豪雨などによる被害等を鑑みて、公共土木施設の維持管理基本方針を基本として、従来の日常管理型の維持管理に加え、予防保全の考えを取り入れた河道内樹木伐採などの河川維持管理の在り方が作成されております。現在もこの在り方に基づき、優先度の考え方を踏まえたメンテナンスサイクルの考慮と伐採等の必要性、地域の環境や生態系への配慮など、トータルコストの縮減や費用の平準化を図りながら河川ごとの維持管理計画が作成され、適切な維持管理の実施に取り組むこととされております。

これらを踏まえて、御質問の1点目から3点目まで関連がありますので、併せて御答弁申し上げます。2級河川、鳧舞川の河川延長は31キロメートルで、河口から上流域までに架かる橋梁は、国道橋、JR橋を除き、道道橋と町道橋を合わせて9つの橋梁が鳧舞川を渡っております。町では町道橋の歌笛橋ほか5橋と道道橋の3橋の上、下流部を含めた河道内の状況は適宜現地確認を行い把握してございまして、各連合自治会からの要望内容を踏まえた河川の流下能力を向上させる樹木伐採と埋塞土除去による維持管理と治水対策について河川管理者であります北海道へ現状説明と協議を行い、継続的に実施されている状況でございます。近年実施されております鳧舞川河道内の樹木伐採につきましては、令和4年度には稲見橋から上流部、伐採延長450メートル、伐

採面積約1万5,000平方メートル、清瀬橋付近、伐採面積約3,000平方メートルを実施、令和5年度には清瀬橋から上流部、伐採延長200メートル、伐採面積約8,000平方メートルが実施されております。令和6年度につきましては樹木伐採ではなく歌笛地区での護岸修繕を実施したと伺っており、限られた予算の範囲の中で維持管理が行われている状況でございます。今後も北海道におきましては維持管理計画に基づき現地調査、点検等を行い、限られた予算であります。緊急度や優先度などを検証しながら、河道内の樹木伐採と堆積土除去を効率的かつ効果的に河川の維持管理を図ることとして予算確保に努めると聞いております。町としましては、地域住民の不安解消と安全で安心な生活環境づくりのため、梟舞川ほか町内の北海道が管理する河川の適切な維持管理と治水対策について今後も継続的に要望してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目のバイオマス燃料への利用など伐採木の再利用による処分費用の削減についてでございますが、現在北海道では河川の伐採工事、砂防工事などで発生した伐採木については一定の規格にそろえて木材会社に売払いをし、処分、運搬費用の削減を図っており、梟舞川の樹木伐採についても同様の手法により処分等の費用の削減を図っている状況でございます。

なお、町管理の普通河川につきましては小規模な河川となっております、売払い可能な規格の伐採木が得られないことから、売払いはせず、処分することとしております。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

〔健康推進課長 中山雄一郎君登壇〕

○健康推進課長(中山雄一郎君) 御質問の大きな3点目、「高齢者福祉6施設の指定管理者制度導入後における管理運営体制について」御答弁いたします。

初めに、指定管理者に移行後4年を経過し、施設の利用状況や転籍職員等の状況と民間活力導入による介護サービス等、管理運営体制の現状などについて伺うの1つ目、指定管理者に支払う指定管理料のうち、指定管理者への転籍職員数、正職員、非正規職員数の現状について、高齢者福祉施設6施設一体的な指定管理に伴う施設の移管に当たっては、町の当初指定管理導入計画試算時に転籍を想定した現給保障を要する職員数は173名で、正職員88名と非正規職員85名の現給保障体制であった。令和5年3月31日決算時までの現給保障対象転籍職員数124名で、正規職員数54名と非正規職員数70名となり、現給保障対象額2億3,808万2,000円となったが、その後の令和5年度の実績と令和6年度決算時における月ごとの現給保障転籍職員数の正規職員数と非正規職員数、フルタイム職員数、パートタイム職員数及びそれぞれの各現給保障額は、またこれらを踏まえた指定管理料の委託となっているのかについてでございますが、こちらの件につきましては令和6年12月定例会の一般質問においても御答弁をさせていただきましたが、指定管理料は令和2年度に議決をいただき設定した令和3年度から令和7年度までの債務負担行為及び年度ごとの協定書に基づき合意した金額を支払っておりまして、現給保障対象職員数と連動しているものではございません。

なお、御質問において資料請求がございましたが、こちらも繰り返しお伝えしているとおり、請求のあった資料につきましては、現在訴訟による係争中のため、資料の提供は差し控えさせていただきます。

続きまして、御質問の2点目、令和7年度の4月期直近の各6施設の利用状況のうち、区分ごとの稼働率を伺うについてですが、こちらで把握している令和7年度第1・四半期報告時点が最新となりますので、これに基づき令和7年6月の各施設の稼働率を申し上げます。静寿園の入所

につきましては85.89%、同じく静寿園の短期入所は32.50%、蓬莱荘の入所につきましては93.60%、同じく蓬莱荘の短期入所につきましては52.00%、デイサービスセンターあざみにつきましては67.56%、デイサービスセンターなごみにつきましては81.50%、デイサービスセンターみついしにつきましては70.88%、ケアハウスのぞみにつきましては100%となっております。

なお、参考までに令和7年度の平均稼働率を令和6年度の平均稼働率と比較いたしますと、静寿園の入所につきましてはプラスの2.62%、静寿園の短期入所につきましてはマイナスの7.81%、蓬莱荘の入所につきましてはプラスの4.00%、蓬莱荘の短期入所につきましてはマイナス3.61%、デイサービスセンターあざみにつきましてはプラスの1.41%、デイサービスセンターなごみにつきましてはプラスの5.28%、デイサービスセンターみついしにつきましてはマイナスの4.81%、ケアハウスのぞみにつきましてはマイナスの0.89%となっております。

○議長(福嶋尚人君) ここで城地君に議長から一言申し上げたいと思います。

それは、新ひだか町議会会議規則第61条第2項で一般質問については要旨でもって通告しなければなりません。城地君の一般質問はその部分を超えている部分がありますので、今後は注意をしていただきたいと思います。

それでは、質問どうぞ。

6番、城地君。

○6番(城地民義君) それでは、大きな1点目でございますが、全国学力・学習状況調査の関係ですが、ただいま答弁でお聞きしましたけれども、再質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

答弁いただくまず1点目の関係で、当町の教育委員会の管轄での1点目の試験を受けた生徒数なのですが、小学校では10名、それから中学校では15名程度のテストを受講していない人、それについては特別支援学級だとかいろいろ、休んでいる方とかということでもいいのですが、この中には不登校の生徒も入った数だと捉えていいのか、それだけちょっと確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕管理課主幹。

○管理課主幹(岩渕元希君) 小中学校ともに受験できなかった子は欠席したということで、不登校の子も含まれているということです。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 次、2点目のほうなのですが、今回の全国学力・学習状況調査の平均正答率答弁いただきましたけれども、数値を聞いていまして、この全国学力・学習状況調査の平均正答率の段階的な評価というのですか、これが一番いいのがと言ったら変ですけども、全国、全道と比較して同様が1ポイント、それからほぼ同様が1から3ポイント、それからやや低いというのが3ないし5ポイント、低いのが5ないし7、相当低いのが7となっておりますけれども、小学校の場合、今聞いた段階では国語がやや低い、算数も相当低い、理科も相当低いという評価になっています。5段階からすると今言いますように4番目、5番目の段階での評価になったと捉えておりますけれども、それがまず1つの確認。

それから、中学校でございますけれども、国語についても全道、全国の平均率からすると当町は低いよと、4番目かな、4段階。数学、理科も相当低いですから、5段階のほうになってしまったということになっておりますけれども、一概に各教科だけで、この3教科だけではどうこうということではございませんけれども、全道、全国から比べると小学校、中学校についてもラン

ク5にすると4から5の段階だと捉えていいのかどうか、それだけの確認させてください。難しいことはいいです。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕管理課主幹。

○管理課主幹(岩渕元希君) 今議員おっしゃられたとおり、この言葉の区分のとおりの結果となっていますので、御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 3点目になるのですが、町としては町独自のパターンでやっているのですが、北海道教育委員会のリーフレットは使っていないということですが、私も北海道教育委員会の学力向上推進による指導リーフレット、1点目を見ますと学習の目的とか、そういうものがありまして、そのほかに学習だとか学校でのこと、それから子どもたちの生活リズム、これらの確立に向けてのテーマになっておりますけれども、活用内容をちょっと調べさせてもらおうと、当たり前ですが、学習時間のこと、あるいは運動時間のこと、それから先ほど答弁にあった学習以外でのメディアの触れること、それから読書時間とかということ非常にきめ細やかに羅列されて、非常に分かりやすく作成されておりますので、町独自の対応を今までされておると思いますが、私が思うには北海道のこういった学力向上のためのリーフレットがあるわけですから、教職員間での共通理解の認識形成なども含めまして北海道教育委員会の指導方針の資料も使って今までやってきた経緯の改善を図るべきだなと考えていますけれども、その点についてお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕管理課主幹。

○管理課主幹(岩渕元希君) 北海道教育委員会の指導資料である学校での学習習慣や生活リズムの確立に向けてのリーフレットの活用についてですが、このシートについては、今お話あったように家庭学習、メディア、読書、運動の取組について記載されておまして、壇上の答弁でもお伝えしておりますとおり、町独自の取組として家庭学習、強化期間、アウトメディア週間については取り組んでいるため、現段階ではこのシートを活用する予定はございません。しかし、読書や運動の部分については町としての独自の取組というのは行っておりませんので、この部分については取組の在り方や必要性などを今後検討した上で、必要とあれば北海道教育委員会のシートや各種資料を参考にし、取り入れたりしながら、子どもたちの学習習慣、生活リズム、そして学力向上の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) よろしくお願ひします。

それから、1点目の最後になりますけれども、全国学力・学習状況調査、小6、中3、この3教科でのテストの結果が今言われました。当町での評価と捉えましたが、この3教科だけで全ての学力が特定されているわけではなく、その一部であるということをやっぱり認識していかなければならないと思いますけれども、この令和7年度の調査結果に関して総括ですか、総括、今後に向けての教育の、前に進むべきことも含めて課題の取組について、もし差し支えなければ、議長に言えば教育長指名したら駄目だということになるのですね。それでは、トータル的な責任者として答弁していただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 教育長。

○教育長(久保田達也君) 城地議員の質問に関わりまして、特に学力向上の取組の部分だと思ひ

ますので、その全体について基本的に考えていることを述べたいと思います。

毎年実施されております全国学力・学習状況調査の結果につきましては、児童生徒に身につけさせなければならない学力の状況を示すものとして大変毎年重く受け止めております。そして、その結果については教育施策の改善や、特に学校における授業改善にしっかりと生かしていかなければならない、そういうものであると認識しております。調査の結果並びに学習指導の改善につきましては先ほど課長から答弁をさせていただきましたが、この課題解決のためには日々子ども教育に当たる学習指導の大部分を担っている学校が最大限の努力を要する必要があるものと考えています。中でも直接子どもの指導を担う教職員が今日求められております新しい学力観に立って、学習指導要領に基づき、子どもが将来をよりよく生きるために必要な資質能力を育てる授業をしっかりと行っていくことが大変重要となっています。それは、教師が知識、技能を一方的に教え込む従来型の教師主導の授業から脱却をしまして、子どもが必要感を持って進んで学習に参加できるようにすること、自分の頭で考え、仲間と協働して考えを深めること、何が分かり、何ができるようになったかを自分で意識できるようにすること、そういった今日求められている主体的、対話的で深い学びの授業を実現することであるとと考えています。先ほど答弁いたしました学習指導のいろいろな改善の取組は、子どもの指導に当たる教師の意識の改革と日々の授業実践を図る取組であるということをお理解願いたいと思います。

本町では、繰り返しになりますが、各学校の授業改善の取組を効果的に進めていくために組織的な体制を改善、強化することとしております。よく中学校と小学校が大変近くて遠い存在だと言われるのですが、児童生徒が通学する校区の小中学校が協力、連携して学力向上策に取り組めるよう推進体制を整えております。町内3つの中学校別のブロックにおいて子どもの学力の課題を共通理解し、小学校、中学校相互の授業交流や全国の先進校の研修視察、合同研修会や公開授業研修会を定期的で開催するなどして小学校、中学校の教師が相互に学びを深める取組を推進しております。また、学力向上策の取組状況をできるだけ小まめにチェックしまして、スピード感を持って改善できるように町の校長会議、教頭会議での情報交換やブロックごとの教育長のヒアリング、町の指導主事の学校訪問などを定期的に行いながら、指導、助言を強化して継続して行っているところです。

教育長としましても学力向上は本町の学校教育の重要課題として認識しておりまして、現在進めている様々な取組の進捗状況やその取組の評価を踏まえながら必要な改善を行って、諦めずに粘り強く今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) これで1点目については終わります。

次、2点目に入ります。2点目の中小河川の関連の鳧舞川の河道整理、樹木伐採の件ですが、何点か再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。答弁である程度分かりましたけれども、私がここで質問したのは特に歌笛市街地の洪水時における町道の歌笛橋の橋脚、橋台の115メートル付近の立木が、立木というか樹木が相当生い茂って、以前も質問したのですが、見ているかどうかあれなのですけれども、かなりな樹木が橋台の洞穴近くまで入って成長しています。ですから、予算のこともいろいろあると思いますけれども、北海道も新ひだか町だけでなく、土木現業所にすれば室蘭の関係の、土木現業所というか、胆振総合振興局の室蘭建設管理部、いろいろあると思うけれども、特に鳧舞川31橋のうちの歌笛橋市街地の上流側に

これ、どこも同じですけれども、河川には1級河川であろうと2級河川であろうと必ず支流があって、その支流がほとんど普通河川なわけです。これが大雨等によって河岸が閉塞したり、樹木があるとそこで流出量が阻害されて、築堤の両岸にある樋門の流れが悪くなって、結局それが止まって、大雨が降ると畑地、あるいは住宅地に水位が上がって冠水しているというのが現状でございますので、特に今回の質問の中では歌笛橋の市街地のところの上流に樋門等何か所か、河川の小さな川もあります。大雨が降れば樋門の維持管理、あるいは河川の出口のところの閉塞もございまして、よく調査をしてもらって、そういうところは多少なりの流量でも閉塞しておりますので、少なくとも歌笛橋の上流、例えばですけれども、上流を例えば200メートルまでいかなくても100メートルのエリア、下流50メートルぐらい、これを伐採あるいは河道の整理、瀬替えをするというような、こういう方法をやっぱり早急にやってもらうことも大切なと思います。それ以外については今言うように現地を調査して年次的に、鳧舞川だけではありませんから、他の河川も、三石もありますので、今後の河川の維持管理について町として上級管理者である北海道と協議をしながら進めるべきだと思いますので、その点についてをお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 2級河川に係るものということなのですけれども、樋門等につきましても、樋門の管理につきましては北海道から町が委託をされまして、町が地元の樋門、樋管の近所の方というか、地元の方に管理を依頼して、出水時には、年5回程度になりますけれども、樋門、樋管の状況の定期点検ということで、流れが阻害されていないかとか、あと樋門、樋管が正常に動くかどうかとかという、そのところの点検を行っていただいているところでございます。状況としましては、もし閉塞されているとかという状況がある場合には定期点検の報告というものが町から北海道のほうへ上げることになっておりますので、そちらの中で何か不具合があれば報告しているという現状です。

あと、町河川の合流点というか、そこら辺につきましても常時パトロールしている状況にありますので、何か阻害されているものがあるとなれば、それは当然取り除いていく、町のものとすればです。それ以外については北海道に順次何かあれば要望していきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) そういうことで、今の異常気象ですから、いつ大雨が降って、いつ被害が、洪水があるか分かりませんので、やっぱり日常の維持管理が大事だと思いますので、先ほどから言うように北海道の河川管理者、あるいは町の河川管理者は町でございましてけれども、横の連携をしっかりと持ってもらって、大雨が降ってもすぐ洪水対策が速やかにできるように、現地は忙しいかもしれませんが、もちろん地域の意見も聞きながら対応していただければと思います。私も現地見させていただいておりますので、そういった状況がありましたら災害防止のためにお願いすることもあると思いますけれども、以上そんなところで2点目はこれで終わらせていただきます。

では、3点目でございますが、答弁で資料が提出されておられませんけれども、事情は私には理解できませんけれども、そういうことだということでございます。何点か質問させてもらいます。よろしいですか。それで、1点目でございますが、御承知かと思いますが、私が質問しているのは高齢者福祉施設の6施設のうち、管理運営の指定管理、これは当初の所管委員会、あるいは議会を出したデイサービスセンターあざみですか、ここについては現給保障の対象でなく、

あくまでも管理運営ということで年間2,300万円を支払う、これについては私も何も異存はありません。しかし、あと6施設のいわゆる今日まで申し上げている現給保障、町職員が民間に行ったときの現給保障、この5施設の職員のことを申し上げているのでございまして、この点ちょっと言わないと分からないと思いますので、質問させていただきます。

御承知のとおり、令和5年6月に私が定例議会で一般質問で質問させていただきました。このときに資料提供もお願いして、令和4年4月から令和5年3月までの決算期の職員数、正職員数、非正規職員数、それからそれに関わっての現給保障額、これを質問しまして資料を提出いただいています。このときには時期が6月でしたので、職員数も現給保障額も毎月の額を資料として提出いただいております。その額が最初質問で申し上げました金額2億3,808万2,000円という町からの実数値でございます。したがって、指定管理の年度協定による額2億9,560万円から2億3,000万円引いたものの金額、2億7,260万円が現給保障の額です。これから町が決算で言われてきた2億3,808万2,000円、これを引くと3,451万8,000円の不用額ができると。これは人件費ですから、こういう数字になります。だから、こういう数字を私は今回も求めたのですが、答弁としては出てこなかったと。

そこで、173名の当初の現給保障、これの分が2億7,260万円ですから、これがもう一回言いますと令和4年4月から令和5年3月までの決算期の数字。分からないのが、今言うように令和5年度の決算と、令和6年度ですから今年の3月31日まで、この現給保障職員、現給保障額、これを教えてくださいと。ですから、当初議会で一般質問できちんとして毎月出していただいたものが、今言われたのは事情で出して、私も理解できないのですけれども、その出てこない中身が我々も分からないと、私もその当時所管の厚生経済常任委員会の委員長やっぴまして、それは別として、町のためにこの福祉施設のよりよい施設をつくるということで議員の皆様と共にこのような形になったのですが、そのいわゆる令和6年度の内容、令和7年度の内容はどうなのだということですが、もう一点、長いとまた議長にお叱り受けるので、大事なことなので、ちょっと言いますけれども、当初の173名から124名に減った令和5年3月31日までの分、これになりますと減額、減った分の人数が相当な人数になっているのですね、御承知のとおり。ですから、正職員で49名、非正規職員で50名の減少になっています。あと、令和6年度の試算したやつを、実績を教えてくださいとどのよう額になるかということが分かるのですが、教えてくれないので、本当に指定管理の運営でそれがいいのかという疑問点が出てくる。

そこで、1点答弁求めますけれども、前回の令和6年12月に私質問して、その時点の試算時で3年間で1億2,390万8,000円の不用額が出ますよと、見込みです。多分そのときにはさらに出る予定ですよ。そうなります。これが、さらに今回質問していますけれども、令和6年度の決算、いわゆる今年の3月31日まで、これを加えると、少なく見ても1億7,000万円減っていますから、令和5年度の職員数より減っていますから、相当。下手したら2億円前後の不用額、要するに金額になると。私は、この点はやっぱりきちとした整理をして、共通の理解の中でこの指定管理の運営についてしっかり整理していかなければならないと思うのですが、この点についても一度聞きますけれども、係争中ということですが、金額がもし言えないのであれば、言うべきだと思うのですが、少なくとも町の職員がいろいろ、労働組合の問題もあるし、理解してもらって民間会社に、指定管理業者に行ったわけです。その人が辞めていっているわけですから、先ほど言ったようにもう相当な人になると思います。町の職員の現給保障額を払っていないだけ

はやはり不用額、決算で戻して、それは結局指定管理業者にとって何も損はしないのです。指定管理業者は介護報酬費と個人からの利用者負担で十分、ほかの民営の業者もやっているのですから……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、質問の途中ですけれども、簡略にしてください。

○6番(城地民義君) そういうことで、少なくとも、もう一度質問しますけれども、係争中かどうか知りませんが、金額は別にして町の職員数、正規職員、非正規職員、それからパート、フルタイム、この人数を教えてくださいたいのですが、よろしくお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 壇上でも御答弁させていただいておりますけれども、今城地議員から資料の請求いただいている部分につきましては現在訴訟を行われておりまして、係争中のために資料の提供については差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、不用額というお言葉もございましたけれども、こちらも壇上のほうで御答弁させていただいておりますけれども、現給保障の対象職員と指定管理委託料につきましては連動しているものではないということで御答弁をさせていただいております。これと同様の考えという部分については町としては変わりはありません。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 再度質問しても現在いる職員数、元いた町の職員数も教えていただけないということですが、連動しないということですが、当初の町と我々議会で説明を受けたのは、連動する、しないのではなく、あくまでもこの現給保障というのは人件費としての交付目的である、限定されている指定管理料であると、こういう認識でございますので、その点は認識というよりも考え方が全く真逆になってしまっていますので、交通整理してもらいたいと思っております。その点について再度聞きます。

○議長(福嶋尚人君) 柴田保健福祉部長。

○保健福祉部長(柴田 隆君) 答弁とすれば変わらないのですけれども、ここ数年ずっと城地議員には城地議員の中の御理解があって、御認識があって、それに対して町はこれまで丁寧に説明は、そうではないのですよという趣旨の説明をずっとしてきております。そういう中で、いろいろ議論しながらも、本会議、あるいは常任委員会、あるいは特別委員会、もっと言えば決算審査特別委員会も含めていろいろ議論を含めた中で御承認等をいただきながらここまでやってきたわけでございます。そんな中、今まさにおっしゃっているようなことを争点の一部として、今その判断を司法に委ねられている段階にございまして、我々司法の場において代理人を立てて主張し合っている最中でございますので、法廷外でここで資料を出して議論することは差し控えていただきたいということですので、御理解いただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 言っていることは分からないと言ったら失礼ですけれども、分かりませんが、改めて質問というか、これ私の個人的な考えでなく、町の高齢者福祉施設、いわゆる静寿園、蓬萊荘、デイサービスセンターあざみ、デイサービスセンターなごみ、それからデイサービスセンターみつし、ケアハウスのぞみは、これは別ですけれども、これの当初の段階では、あくまでも指定管理の大きなテーマとしては、先ほども言いましたように、理解しているかと思っておりますけれども、あくまでも現給保障の額、町職員が民間に行くので、町の職員の身分保障のた

めに、町の職員のいろんな苦痛も踏まえて考えると、その分について5年間は100%、一部ありますけれども、あとの5年間は減額、内容を少し落として、10年間のトータルということで今回の指定管理の高齢者福祉施設の制度が導入されて、よし、いいのではないかとということでスタートしたのです。そして、先ほどから言うように、この現給保障職員は町の職員だから、これに対するの保障をするということですから、この方がいなくなれば当然、何人になるかは知らないけれども、そのまま減額して今やっただいていて業者さんに払うべきことであって、過剰に払う必要はないわけですから、業者もそれもらって困るでしょう。さらに、それはなぜかということ民間の介護施設も介護報酬費と、国の方針です、介護報酬費と利用料、これでもって賄っているのですから、だけれどもそうはいかない今回の町の特別な理由で町の職員がトレードと言ったら変ですけども、他の民間会社に行くので、保障して何とか5年プラス5年、10年間頑張ってもらって町民のために福祉行政を対応していきたいということでスタートしているわけですから、この部分について意見は違うかもしれませんが。根本的なことはこういうことですから、その点を理解して行政としてしっかり進めてもらいたいし、我々もこの点については早く整理して解決してもらいたいなということでございますけれども、今言うように係争中ということですから、理解はしませんけれども、早く解決して、先ほど概算ですけども、見込みですけども、数字を言ってくれないから分かりませんが、当初の3,451万8,000円の5月の決算、さらに4年間、プラス3年ですから2億円近い値になりますよ、少なく見ても。私資料持っていますから。そんなことがあるので、早めに整理していってほしいのだということです。

これ以上言っても答弁が同じ答弁になるとお思いますので、答弁は求めませんが、何としてもこの問題については行政としてしっかりとやっていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開します。

休憩 午前11時36分

---

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、川合君。

[11番 川合 清君登壇]

○11番(川合 清君) 壇上からの一般質問をいたします。

地球温暖化の進行が危機的な状況を迎えています。国際連合のグテーレス事務総長は、地球温暖化でなく地球沸騰化だと述べているところです。地球温暖化は、気候変動の過激化を招き、大雨、大洪水、乾燥化、大規模山火事は年々増えています。農業、漁業にも大きな影響を与え始めています。涼夏少雪を冠にいただく新ひだか町ですが、気温は上昇を続け、平均気温を2度以上上がってきて、今後さらに上昇する気配を示しています。地球温暖化対策そのものについては改めて質問しようと思いますし、子どもたち、若い世代に引き継がなければならない問題であると考えています。しかし、今回は気温上昇に伴って取りあえざる対策について町長、教育長の考えを伺うものです。以下、6点について伺います。

第1点は、小中学校の全教室の窓枠エアコンを設置したところではありますが、窓枠エアコンで

は今後の気温上昇には耐えられない状況になっていることは明らかであり、省エネルギータイプの高効率エアコンに計画的に改修をすべきだと考えますが、いかがですか。

2点目、避難所としても使用される体育館や福祉施設にもエアコンの設置が必要だと考えますが、どういう状況であり、どのようにお考えか伺います。

3点目、町民への熱中症対策としてエアコン設置の助成制度をつくる必要があると考えますが、どう考えますか。

4番目、生活保護世帯へのエアコン設置についてはエアコン設置に関する通知が出されているはずですが、その内容と周知をどのように図るか伺います。

5番目、涼み処の開設箇所が今年は何か所あって、それを拡大する計画はどのように考えているかお答えいただきたいと思います。

最後は、町発注の工事や委託に熱中症対策経費は含まれていないと思いますが、その必要経費分の増加分について追加の経費を支給するというふうなことが必要と思いますが、どう考えるかお答えいただきたい。

以上、壇上の質問といたします。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) 私からは、川合議員からの御質問の大きな項目、「熱暑対策について」の1番目、小中学校の全教室の窓枠エアコンを省エネルギータイプの高効率エアコンに計画的な改修をについてですが、当町では令和5年度の猛暑を受けて、小中学校での暑さ対策を強化するため全学校に暑さ指数計を配置し、暑さを計測した上で状況に応じて体育活動の制限や積極的な休憩、水分補給を行うなど熱中症予防に努めるとともに、夏休みの日数を増やすなど学校での暑さ対策に努める一方、児童生徒がより快適な環境で学習できるよう令和5年度に窓枠エアコンを普通教室と特別支援教室等に合計152台設置し、さらに令和5年度にはエアコンを全小中学校の保健室に整備したところでございます。しかし、近年気候変動等の影響による夏場の暑さは年々厳しさを増してきており、今年になって保護者や児童生徒から窓枠エアコンを稼働していても教室内が暑いという声が出ております。このような状況を踏まえ、現在7月から9月中旬まで各小中学校で暑さ指数調査を実施しておりまして、暑さ指数計を用いて普通教室及び音楽室などの特別教室の暑さ指数を計測し、記録しているところでございます。今後今回の暑さ指数調査の結果や学校への聞き取りなどを踏まえて、将来的なエアコン導入に向けての検証を行ってまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 川合議員からの御質問の大きな項目、「熱暑対策について」の2つ目、避難所としても利用されている体育館や施設にもエアコンの設置をについて御答弁いたします。

初めに、先般の津波警報発表に伴う避難所開設におきましては高温下での運営となり、換気や扇風機により対応をいたしました。しかしながら、この経験を通じ、避難所における熱暑環境が課題であることを改めて認識したところであります。一方で、体育館全体に恒常的な空調設備を整備することは建築構造や電源容量、導入維持管理に係る費用の面から現時点で早急に着手することは困難であると考えております。このため、当面の対応といたしましてはスポットクーラー

や扇風機の計画的な増設と活用の強化を進めるとともに、間仕切り等を用いて一部の区間を冷房するクールゾーンを設けるなど避難者が快適に過ごせる環境を確保する工夫を講じてまいります。特に高齢者や乳幼児、妊産婦、持病をお持ちの方など体調に配慮が必要な方を優先的に受け入れる区域として整備をしてまいりたいと考えております。また、体育館以外の避難所である生活館等につきましても同様にスポットクーラーの配備や運用体制の整備を検討し、幅広く対応できる体制の構築に努めてまいります。

なお、現在福祉避難所として指定しております避難所につきましては、エアコンの設置は設置済みでありますことを申し添えさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

〔健康推進課長 中山雄一郎君登壇〕

○健康推進課長(中山雄一郎君) 川合議員からの御質問の3点目、町民への熱中症対策としてのエアコン設置の助成をについて御答弁いたします。

地球温暖化の影響により、近年北海道におきましても真夏日や猛暑日となる日が増加傾向にあり、気候変動の影響による被害の回避、軽減対策は大きな課題となっております。その中でも熱中症対策は屋外、屋内を問わず夏場の健康を維持する上で重要な事項であると認識をしております。本町におきましては、住民の健康を守り、疾病の予防や健康増進を図ることを目的に各種健康推進事業を実施しているところでございますが、熱中症対策としましては、町内の各団体へ保健師が出向き、熱中症が疑われる症状や適切な水分補給の方法、服装の工夫などについて正しい知識を提供することで一人一人が自分の身を守る方法を考えることができるよう出前講座を開催しております。また、厚生労働省などから発出される熱中症予防に関する通知につきましては、町内の介護サービス事業所や保育施設等の児童施設などへ情報提供を行い、予防策の徹底について周知し、熱中症の発生予防に努めているほか、後ほど詳細な御答弁を申し上げますが、町内公共施設のほか、民間事業者等の御協力をいただきながら、暑熱避難施設であるクーリングシェルターの設置を進めているところでございます。

御質問にありますエアコン設置の助成につきましては、熱中症対策としてエアコンの活用は大変有効な手法であると理解をしておりますが、多くの分野におきまして財政課題を抱える現状を踏まえ、現時点ではエアコン設置に係る費用の助成事業を実施する考えはございません。先ほど申し上げました出前講座や啓発事業の充実、クーリングシェルターの拡充等による熱中症対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続いて、御質問の4点目、生活保護世帯へのエアコン設置に関する通知の内容と周知をにつきまして御答弁を申し上げます。近年熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえ、生活保護世帯におけるエアコンの購入費用に関する取扱いについてこれまでも厚生労働省から保護の実施機関に対しまして通知がなされており、本年におきましても改めて厚生労働省から各都道府県等に発出をされております。通知内容は大きく3項目ございまして、1つ目に生活保護世帯におけるエアコン購入に関する基本的な考え方として、生活保護制度ではエアコンを含めた日常生活に必要な生活用品については保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものであり、やりくりによって購入が困難な場合には社会福祉協議会が実施している生活福祉資金の貸付けを活用し、購入することも可能としていること、2つ目に特別な事情がある場合の生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いとしまして、生活保護法による保護の実施要領に

より、当該保護世帯に熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合で保護開始時などに持ち合わせていない場合や災害によりエアコンが喪失し、災害救助法など他の制度からの措置がない場合、さらには犯罪等により被害を受け、生命、身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合など、特別な事情がある場合で真にやむを得ないと保護実施機関が認めた場合に限り7万3,000円の範囲内においてエアコンの購入費用を支給することを可能としていること、3つ目にエアコンの購入に向けた必要な助言、指導等として、特別な事情がない生活保護世帯においては毎月の保護費のやりくりの中でエアコンの購入の費用を賄うこととなるため、保護実施機関における日頃のケースワークの中で家計管理に係る助言、指導を行うとともに、真に必要な方がエアコンを購入できるよう社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けを紹介するなど配慮することの内容となっております。

このようなことから、基本的には保護の実施主体である北海道日高振興局のケースワーカーが生活保護世帯へ定期的な訪問、面談の機会などを活用しながら熱中症予防への呼びかけを行うとともに、ただいま説明した国からの通知内容の周知を含め、エアコン設置に関して必要な助言や指導等を行っているところであり、また当町の窓口で相談があった際には担当ケースワーカーへの相談につなげるよう必要なサポートを実施しているところでございます。

次に、質問の5点目、涼み処の開設箇所と拡大の計画はにつきまして御答弁いたします。本町で熱中症対策として展開しております涼み処は、「気候変動適応法」第21条に基づく指定暑熱避難施設に対する本町独自の呼び名でございまして、この暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターは、熱中症による健康被害の発生を防止するために誰もが休息できる施設を指しており、市町村長が当該施設を指定することができるものとされております。指定の基準といたしましては、1点目に適当な冷房設備を有すること、2点目に施設がある区域に熱中症特別警戒情報が発表されたときに住民等に対して施設を開放できること、3点目として住民等が滞在するため必要かつ適切な空間を確保することが法に基づく条件として定められております。御質問の開設箇所と拡大計画でございまして、現在の開設箇所は町有施設としまして総合ケアセンター、新ひだか町図書館、新ひだか町図書館三石分館の3か所、民間の施設ではイオン静内店、マックスバリュ静内店、コープさっぽろ静内店、なの花薬局4店舗及び木場町にあります自衛隊のサテライトブースの8か所、合計で11か所の涼み処を設置しております。拡大の計画につきましては、今後も指定施設を順次増やしていきたいと考えてございまして、町有施設におきましては冷房設備が導入される場合に併せて指定を進めたいと考えてございまして、民間施設につきましては設置者の同意が前提となりますが、個別に協議させていただくことや対応可能な施設の募集を行うなどの手法を用いまして積極的に拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) 川合議員から御質問の6点目、町発注の工事、委託に熱中症対策経費は含まれていない。増加分の経費支給をについて御答弁申し上げます。

町発注の工事、委託における熱中症対策経費につきましては、町が積算時に用いる国や北海道の「建築保全業務積算要領」において工事や草刈り業務委託に計上される共通仮設費や現場管理費に一般的な熱中症対策経費が含まれており、受注者が換気用送風機や給水機などを設置、熱中あめ、経口補水液の常備などの対策が行われております。また、高温の日が続き、一般的な熱中症

対策経費では対応できない施設や設備を必要とする場合は、受発注者間で協議の上、費用を計上することができるかと定められております。夏場における真夏日の増加などの気象状況から、北海道発注の工事等では工期内で日最高気温が30度を超える真夏日が発生した場合、新たな熱中症対策経費を受発注者間で協議の上、設計に計上する取組を試行しておりますが、新ひだか町においては現時点では同様の取組は実施してございません。しかし、これからも真夏日が増える気象状況となるものと考えられることから、国や北海道など関係機関の発注方法に注視しながら、一般的な熱中症対策のほかに必要な対策が生じた場合には現場ごとに受発注者間で協議を行いまして、対策の妥当性を協議した上で必要経費を計上してまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 再質問に入ります。

それで、一通りお答えいただいたのですが、まず最初に全体的に財源の問題がいろいろ答弁の中にちりばめられているのですが、エアコン設置についての設置基準、あるいはそれに対する補助、こういう制度は北海道、そして新ひだか町には今までなかったのではないかと考えているのですが、まずそこを確かめたいのですが、特別なところは設置基準に含まれていると思うのですが、ちょっと答えてください。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) エアコン単体でということではなくて、新しい施設を例えば造るときには空調ですとか、そういった中の設備の一つとしてエアコンを組み入れて、それを建設する財源が当然ございます。あと、既存の施設に取り付ける場合については、学校であれば学校の基準でエアコンですとか空調の部分が対象になる部分でございます。ただ、役場庁舎ですとか、そもそも財源がない、補助金がない施設、こういったものについては単独でやらなければならないというふうなものになりますし、それとは別に個別の理由をちょっとつくって考えて、違う財源を探してきて対応するというふうな財源の探し方もございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、我が町の状況、天気予報や何かを見ていると、札幌から見ると4、5度気温が低い、浦河の気温が発表されると2度ぐらい我が町が高いなというふうな日常的な感じで受け止めているのですが、それで今後もまだ上がっていく、気温は上昇何年間も続くだろうという想定の上での質問なのですが、それで各公共的な施設を設置するときに空調だとかエアコンだとかの設置基準がなくとも補助対象にもならないという事態を町村会を通じて国に要望する必要があるのではないかと考えているのですが、どう考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 先ほど申し上げましたとおり、基本的に新しい施設建てるときにはエアコンが入った状態の施設は当然本体として補助対象になりますので、そこは心配ないのかなと思います。ただ、既存の施設に対する補助、こういったものある施設とない施設ございますので、あるものはそういったものを活用してエアコン設置は可能だと思います。補助制度がない建物、こちらのほうをいろいろアイデアを出して、既存の制度の中で使える財源を探しながら考えていかなければならないかなとは考えてございます。どうしても引っかかるものがないのであれば当然要望はしていかなければならないとは思いますが、今の既存の制度の中で何とか対応できるものがあるとは思いますが、まずはそこを勉強してからのスタートと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 私は、あまり大きな施設をこれから建てるなんて考えていないから言うのですが、例えば高静小学校をこれから建て替えると。小学校の配置基準の計画からすると高静小学校は建て替えの対象になっていますから、そういうところは補助対象にもなるし、建設費の文部科学省の補助を受けられると、こういう理解をしているのですが、残りの三石小学校だとかその他の学校、あるいは福祉施設、老人福祉施設や何かについてはもうできているところに設置しなければならないと考えるのですが、そういうときの補助は、国がそういう施設には補助対象にしますからということで、改修計画を立てればそういう補助対象、補助金を受けれるようになるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 例えば福祉施設、先ほど総務課長壇上で申し上げましたけれども、特別養護老人ホームですとか、そういった施設についてはもう設置は済んでございます。そういった制度を活用してもうエアコンは設置済みというところ、また体育館とか、そういったところというのは本体をいじらないとなかなか効果が発揮できないようなものがございます。そういったものについては空調のエアコンをつけるのではなくて、例えばスポットクーラーですとか、全体は冷やせないのだけれども、一部分を冷やすような工夫をしながら対応をしていかなければならないのかなというふうな考えはございます。そういったいろんな対応方法ございますので、そういったものを組み合わせながら対応していきたいなど。ただ、財源が何とか確保したいという考えもございますので、そこは我々勉強しながら対応していきたいとは思ってございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 今の答弁の中で学校の体育館や何か、災害時の避難所として使う予定の学校の体育館などについては災害の特別な補助体制がつくられたと理解しているのですが、それで災害時にというふうな言葉を入れたのですが、そういう制度を使って既存の学校の体育館や何かの冷房施設を整備するということは考えられますか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 学校のほうの補助制度ですとか、そういった部分で対象になるようなお話は聞いてございます。ただ、それをやるのに本体をいじらなければならないというふうな、事業費がかなり膨らんでくる部分がございますので、そういったことまでやるのではなくて、ただスポットクーラーを置くですとか、そういった対応をしていきたいと、事業費を考えながらの対応を考えていきたいというふうな考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) スポットクーラーや何かを使うというのは、避難所として使うときはいいかもしれないですけれども、体育館ですから、子どもたちが夏場の暑いときでも体育館で体育の授業をやるとなったらスポットクーラーの対応はできないと思って、そういう日常使う体制でも使えるものと考えているのですが、今の部長の御答弁では災害時にスポットクーラーをとお答えいただいたと思うのですが、お金がかかる、あちこち施設をいじりながら冷房施設を入れるというふうなものに対する新しい補助制度というのができたと私は思っているのですけれども、そうでないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) お金をかければ確かにできるとは思います。ただ、そのお金をかけるのに、では何年かかるのだというふうな話にもなりますので、そこまで悠長なことを言っているのかなという部分もございます。なので、早急に対応できるとしたらそういったものを、スポットクーラーを使いながらしのいでいくというふうな考えのほうが早いのかなというふうなことで答弁をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) では、1番目の窓枠エアコンの改修の問題に入っていきますけれども、今課長の答弁で各学校の保健室にはクーラーが入っている、特別教室、その他の整備もと言っているのですけれども、そこを使って暑さ指数の調査を行う。暑さ指数の調査によって窓枠エアコンを改修して高性能なエアコンに替えると、こういうことだと思うのですが、暑さ指数というものの調査で、様子として今年この指数で危ない、対策を講じないと駄目だというふうな日数はどれぐらいあると思っているのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) まず、暑さ指数とは何ぞやというところについて若干説明をさせていただきたいと思うのですけれども、暑さ指数、WBGTと略されて呼ばれていますが、これは環境省と文部科学省が「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」というのを作っておりまして、この中で示しているのですけれども、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射、輻射など周辺の熱環境、あとは風等気流の要素を取り入れた指数、単位は気温と同じで度数を用いるということになっておりまして、ほぼ安全から運動は原則中止という最高危険であるというところまでいくと5段階の評価となっております。そういった指標に基づきまして、今年特に6月、7月にかなり暑さがあったということで、期間を7月10日から今週末までの期間の間、学校に暑さ指数計を用いたこの指数調査をお願いをしまして、今その途中というところになります。

それで、途中ですけれども、状況はどうだということになりますが、学校によって若干やっばり環境、異なる環境にあるものですから、違うのですけれども、総じて言いますと普通教室については簡易型クーラーがついてございますが、小中学校合わせて先週末までの、4月10日から9月5日までのこの期間において、ランクでいうと上から3番目の警戒、積極的に休憩しながら過ごさないよというような、暑さ指数でいくと上から3番目の25度から28度という指数に該当するこの期間が全体の小中学校でいくと約4割、これが普通教室の日数でございます。それから、特別教室、ここについては、特別教室は音楽室ですとか図工室とか理科室とかあるのですけれども、その特別教室は簡易型クーラーすら今ついていないのですが、ここでいくと約52%程度ですから、この期間の半数以上がこういったレベル3、あるいはその上のレベル2という日も数日あった学校もありますけれども、感じとしては総じて言うと大体この暑さ指数でいくと警戒以上と言われるところが約半数この期間あったというような感じになってございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、今年は暑いなと思っているのですが、問題はおとしより去年が暑かった、去年より今年はまた暑くなったというのが続いていくわけですから、これから平均気温でなくて夏の気温はどんどん上がり続けるという認識なのですが、そういう認識は教育委員会として持っていますか。

○議長(福島尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) この暑さ対策については、壇上でも申し上げましたが、令和5年度、特に夏休み明けの8月後半から9月にかけて暑さがずっと続くというようなことから、かなり国を挙げて全国的に簡易型のエアコンを、まず最低限そこをやるというような動きにつながってきたかと認識してございますが、今ここで新ひだかの平均気温について言及することはできないですけれども、暑さでいうとおとしがかなりここ数年では暑かったと。昨年は比較的夏場の暑さというのがそれほど、学校現場からもそれほど、おとしよりは聞こえなかったと。今年については、先ほど言いましたけれども、6月から7月にかけて、特に7月いっぱいです、かなり暑いというような声も実際聞いていますし、8月は夏休み期間を若干数日長くしたりしていますので、夏休み明けたのが少しおとしに比べると遅いのですけれども、それでもやはり8月後半若干暑く、9月については今の感じなので、おとしに比べると若干和らいでいると思いますが、皆さん感じていると思いますが、学校についても当然、この暑さは恐らく今後続いていくでしょうから、学校現場としては何とかこの暑さ、もう一歩何とかならないでしょうかねというような声はぼちぼち届いているよというような感じでございます。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 問題は各小中学校、町立の学校で全部にこれから来年、再来年、その先と考えるとクーラーの設置が必要だと思っただけの質問なのですが、それで学校施設にクーラーをつけるということの一つの財源を補助対象になると、先ほどの探せばあるということですので、そういうことで小中学校、小中学生に暑くて頭に入らないと言われぬようにエアコンを設置する、それにどれくらい金かかるかという計算をしたことありますか。

○議長(福島尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 現時点で具体的にエアコンを設置するのに幾らぐらいかかるということの精査はしてございませんが、例えば簡易型のエアコン、これ令和5年度の予算、これは国の交付金を使わせていただきましたけれども、工事費等を含めて約1,200万円かかっています。通常のエアコンをつけるとなると、簡易型は普通教室、特別支援教室だけでもこれぐらいかかっています。やはりやるとなれば特別教室も含めてある程度網羅しなければならないと思いますが、そういった規模でやりますと、この簡易型の全く比ではない、全校やると億単位の経費がかかるとは思いますし、学校に関しては文部科学省のほうで学校改善交付金というような交付金ございますが、基本的には3分の1国の補助ということで、残りを幾ら起債等を充てても当然一般財源も出てきます。そうすると、簡易型とは桁の違うようなやはり負担感が出てくるということでありまして、当然そうはいってもやっぱりこの暑さがずっと続くようであれば、頭に入るかどうか、勉強が頭に入るかどうかということよりも子どもたちの健康管理、安全ということを考えますと何らかの手だては検討していかなければならないのかなとは考えてございますが、今のところ財源的なことも含めて今いろいろと頭をひねっているというような段階でございます。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 各小中学校にエアコンを設置するという話をすると、エアコン設置そのものだけでなく配電能力も変えなければならないという話を聞いているのですが、それも入れて億の金が必要だというのですが、大体どれぐらいですか。7億円とか8億円とか、2億円とか3億円という、同じ億単位でも相当な違いがあると思うのですが。まだやっていないならやっ

ないでいいですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) まだ精査してございませんので、お答えはできないのですけれども、簡易型エアコンつけたときも事前に調査をして、ある程度電源の位置等いろいろ工夫しながらやったのですが、実際稼働してみるとブレーカーがあちこち落ちたとか、それでまた補強したとかというのがあります。ですから、通常のエアコンになりますと、やはり元となるいわゆるキュービクルの段階から何らかの改修が必要でないかなと思ってしまして、配線等いろんなことを含めますとそういったところにも一定の経費がかかると。本体の工事だけではなくて、そういった附帯工事も含めると、億単位と言ったのは私の感覚的なところでございますから、それが1億円か2億円なのか、10億円に近いかというのは今のところはちょっと申し上げるすべはございませんけれども、いずれにしても数億円の単位でかかるのではないかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) そういう積算はしていないのだなとは思っていました。それで、計画をつくって設置せいと通告しているつもりなのですが、3分の1の補助制度もあると、あと残りは町の一般財源から出さざるを得ないとなると思うのですが、対子どものことですから、1年早くやっていたらということのないように早く設置してほしい。エアコンの購入だとか、そういう業者の問題だとかというのが出てきますから、今から計画的に一番早い時期に合わせてそれらの準備を始めなければ、後で計画だけつくってそういう施工体制や何かが確保できなかったということのないように準備をしなければならぬと思うのですが、もう一つ教育長にお伺いしたいと思っているのですが、毎年毎年かかる経費でないですから、学校に対するエアコン設置についての財源はふるさと納税を使わせていただきたいと、こういうことを町長に申し入れるとして早く安心して子どもたちが学べるようにしたいと、考えるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 川合議員が児童生徒にいい環境で勉強してほしいという気持ちすごく分かります。我々教育委員会としても当然そこは考えております。それで、今回、壇上でも中村のほうから答弁しましたが、7月から9月で今指数を測って、どのような形で涼しい環境をつくるかというところを今後検討してまいりたいなと思っております。単純に家庭用のエアコンをつければいいのか、それとも大型のエアコンをつければいいのかというところで金額も大きく変わりますし、財源の方向も変わってくるかなと思っております。

それから、もう一つ問題なのは、学校の場合、夏だけではなくて冬の暖房も機能として併せてやったほうがいいのかということも併せて検討していかなければならないというところがあります。そういうものも含めましていろいろ勉強させてもらいながら、どんな財源を使えるのか、例えばエネルギー源を、環境省が持つ補助金を使えばもっと有利になる可能性も我々はあると思っていますので、その辺もいろいろ勉強させてもらいながら環境を整えていきたいと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 部長に先取りされたなと思っているのですが、エアコン設置は夏場の何か月間だけでもなりますので、電源として各学校にソーラーシステムや何かも併置してと言おうと思っていたのですけれども、ぜひそれも含めて検討してください。

次に行きます。それで、体育館の冷房装置については学校の中でも質問していますから、その他の施設の中で心配しているのですが、先ほど病院の話もしましたけれども、あと特別養護老人ホーム、グループホーム等、こういう施設も改修補助対象になるというお答えですので、まずどういう状況になっているのかお答えいただきたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 御質問の内容ですけれども、グループホームですとかというところの名前が出ましたので、避難所として運営するというところを前提とした補助の活用ということでよろしい……

[「いやいや、改修の補助」と言う人あり]

○総務課長(及川啓明君) 改修の補助ですか。改修の補助に関しては、施設全般の整備事業として、例えば高齢者の施設であれば先ほど部長のほうもお話しさせていただきましたけれども、空調設備の更新という形で補助対象に当たる事業、または例えば幼稚園、保育所の空調を替えるというような大規模改修的な整備事業であればエアコンの設置も補助対象になってくるということで、それぞれの施設でその補助対象になるかならないかというのは精査をもちろんしていかなければいけないのですけれども、事業の内容によってはエアコンの設置に係る補助対象となり得る補助メニューがございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、町の施設だったらいいのですが、民間でも建てている施設、その改修するときの補助も出るという認識でよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) ちょっと避難所の部分とずれてしまってきているかなと思っているのですが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、高齢者福祉施設の大規模改修等整備事業であれば町を介して補助がされるという立てつけに整備事業はなっておりますので、基本的に先ほどお話しさせていただいたとおり、その補助メニューが、全ての福祉施設においてメニューがあるかどうかというのは今ちょっと承知していませんけれども、補助メニューのあるものは町を介しての補助申請、国に対しての補助申請をしますので、町のほうに申入れ、相談があると認識してございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) お答えいただいていますからいいのですけれども、そういう改修に対して補助がある、使えるということを確認できれば、心配していたのは民間のグループホームや何かその補助の対象になるかならないか心配していたのですけれども、そこでも補助金が出ますよと。暑さ対策、熱中症対策、入所者の安心、安全を守るというふうな各施設への連絡とか、何か情報提供みたいなものをする必要があると思うのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 環境整備事業に関しては町を介しての、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、町を介しての補助申請ということがメインになってきますので、御相談いただければどのような補助が使えるのか、補助が該当するのかということは町のほうで御相談に乗らせていただくことができますし、またあと新型コロナウイルス感染症の交付金関係でそういった幼稚園ですとか保育所、福祉的な施設においてはかなりエアコン設置ということもされておしま

して、個別に今御相談を受けている案件は私の記憶ではなかったものですから、もし仮にそのような御相談があれば個別具体的に御相談に乗らせていただけたと考えています。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで安心したのですが、要するに介護老人保健施設、保育所、認定こども園、幼稚園、そういうところもいろいろ熱中症対策については相談してくださいと、こういう立場で、町はお待ちしていますよというふうなことで、そういう理解でよろしいですね。

○議長(福島尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 今総務課長からも御答弁ありましたけれども、介護施設、それから児童関係、それぞれ省庁から国の補助金等もございまして、当然国からの通知につきましては各事業所に全てお知らせはしております。その中で整備も相当進んできておりますけれども、必要な部分につきましては御相談を受けながら、先ほど言われましたように町のほうで申請する、補助金であればもちろん町を介して国に補助金申請を上げていくという形にもなりますし、最近地球温暖化防止対策ということでゼロカーボン関係の補助金でも出てきています。こちらのほうとか、それぞれ申請手法というのは違いますけれども、各種情報提供につきましては健康推進課のほうで各社会福祉施設には通知をして連携は取っているという状況でございます。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 分かりました。それで、問題は補助率の問題なのですが、厚生労働省の補助というのは一番低い率だなというふうなものをいつも心配していたのですが、そういう老人福祉施設だと子ども向けの施設だとかというところで補助金、補助率は大体どれぐらいになるのですか。そして、それにとっても間に合わないということで町が上積みするという必要が出てくるのではないかと考えているのですが、その辺りはどう考えていますか。

○議長(福島尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) これも各省庁によって補助率違うと思います。2分の1国が補助する事業もあれば、先ほど文部科学省のように3分の1であったり、こども家庭庁ももしかしたら3分の1、ちょっと今はっきりとした資料を持ってきていません。それから、そこにさらに北海道の補助が入ってくる場合、それから市町村も補助しなければならないと定められている補助金ももちろんございます。ただ、今議員おっしゃられたさらに事業者の負担分というものも定められている中で、ここに対してさらにその分を町が補助していくまでの財政的な体力は今持っておりませんので、そこまでは考えておりません。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 今課長お答えいただいたように、3分の1の補助もあれば2分の1の補助もある、それから北海道の補助も町の補助もあると、設置者の負担も決められているということですが、それらで設置者の都合でお年寄りや子どもの安心、安全が守れないとなれば町はどうしても補助を出さなければならないと、ならざるを得ないと思うのです。町が町民の熱中症対策に責任を持つということになれば当然かと思うのですが、それらは設置者から来る相談に合わせて考えていくことだとは思っていますので、ぜひその検討は進めたいと思います。

次に、各個人の住宅でのエアコン設置の助成について質問いたします。お答えいただいたのですが、気候変動が課題だという認識は持っているのですが、有効な対策ではあるけれども、巨額な費用がかかるということで個人の住宅への設置は考えられないということです。私のうちに

もエアコンをつけているところは1部屋あるのですが、茶の間にはついていません。何とか窓を開けたり、扇風機でこの夏は過ごせたのですけれども、これが年々暑くなるやつにいつまで耐えられるかとなったらちょっと見通しが立たないのですが、それで今のうちから各個人の住宅にエアコン設置の助成制度を準備して待ち構える必要があるのだろうと思っているのです。それで、質問に入れたのですが、例えば東京都は最近7万円助成しますというのがあったり、足立区はその先から4万円、65歳以上とかなんとかという条件はつきますけれども、そういう体制をこれから我が町もつくっていかなければならないのだろうと考えての質問なのですが、やっぱり今年ぐらいの暑さでお年寄りが耐えられなくなってきている、そういう声は町民の中からも聞こえてきます。エアコンつけなければならないと……

○議長(福嶋尚人君) 川合君、質問の途中ですけれども、新ひだか町議会会議規則第54条では発言は全て簡明にするって書いてあるのです。簡明に。それを守ってください。

○11番(川合 清君) 分かっています。余計な話はしているつもりはありませんけれども。

○議長(福嶋尚人君) 簡明にしてください。

○11番(川合 清君) それで、そういう人たちが既に出てきているのですけれども、前から話しているように、このまま気温上昇が続けば早晚エアコン設置に助成しなければならない時期が来る、そのための準備作業を今から必要だと思っているのですが、個人の住宅に対する設置助成、これは全然考えられないと、こういうお答えでいいとは思わないのですが、再度答弁いただきたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 議員おっしゃるとおり、近年気温については当然上昇してきております。私の家も1部屋しかありません。寝るときに寝苦しいなって。ただ、ではエアコンのある部屋で寝ようとか、それぞれ対応の手法もあるのかなとも考えてもおります。地球温暖化については緩和と適応を両方やっけないとなかなか対応できないということで、前の所属のところでもゼロカーボンというところで、これは緩和ですよ。年々年々、毎年温度が上昇していくのを抑えるためにゼロカーボンということで地球温暖化対策をやっております。ただし、議員おっしゃられるように、ある程度一定のもう気温上昇というのが出てきておりますので、ここへの対応という部分で適応もしていかないと駄目だという両輪で考えていく時代にはなっていると思っております。もちろんエアコンについては、壇上でも御答弁しましたが、有効なものであろうと思っております。ただ、今北海道のエアコンの普及率も相当もう既に高まってきている、これは冬の暖房器具としての役割も持ちながら設置をしている御家庭も相当数増えてきているという状況で、壇上でも言いましたが、現時点ではエアコンに対する単独の助成制度というものを設ける予定はしておりませんので、そのほかの熱中症予防対策等を行いながら、啓発等々、それからクーリングシェルターも増やしていきたいと思っておりますので、この辺の対策で現時点では行っていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、次の生活保護に対する問題と併せてお伺いしたいのですが、生活保護世帯についてのエアコン設置の通知が出されたというのを確認した上で、要するにこの通知は北海道、日高管内、ここにも通知の3本の柱は有効というか、それを守るという立場だとは思っているのですが、まずそこを確認させてください。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) 厚生労働省からの通知につきましては、各都道府県、市町村という形で民生主管部の生活保護の担当のほうにも全部に通知が届いている状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 要するに厚生労働省から生活保護世帯への通知が出されたということは、エアコン設置はぜいたく品でも何でもないと、熱中症対策上必要な装置だと。やりくりして少しづつためたお金でつけなさいとか、社会福祉協議会からの借入れで購入しなさいとかという、そういうものを認めるということだと思っております。それで、要するに日本全国熱中症対策上、エアコン設置は大変有効な装置なのだと、こういうことが確認されたと思うのですが、そうはいつでも、必要な装置だと認めても、みんなが設置できるかという、設置ができる人もできない人もいます。エアコン設置に助成しているところでいろいろ差はあります。65歳以上というのが通例なのですが、非課税世帯、課税世帯で差が、7万円と4万円の差があるとか、そういう様々な状況があるのですが、そういう助成制度がなければエアコン設置は絵に描いた餅になる世帯が出てくる、そこに対して何がしかの助成をと、助成制度をつくと、こういうことはどうしても必要だと思っておりますが、中身については検討していくと、こういうお答えはいただけませんか。

○議長(福嶋尚人君) 村岡福祉課長。

○福祉課長(村岡幸栄君) 生活保護制度の中におきましては、今回生活保護費の中の家具什器費というものの中に平成30年4月から冷房器具が対象として追加されまして、特別な需要があると認められた場合に限り7万3,000円の範囲で支給が可能とされたところでございまして、まず特別な事情の前提といたしまして、具体的な対象といたしましては65歳以上の高齢者ですとか障がい者、難病患者、慢性疾患患者、乳幼児、それから中学生以下の子どもですとか、熱中症リスクの高い方が世帯の中にいる場合ですとか、それから家族に持病があってお医者さんのほうから暑さを避ける必要があると指導されている方に対しまして対象としているところでございます。その特別な事情のほうは先ほど壇上でも答弁したとおり何種類かありますけれども、そちらのほうに該当がしない、特別な事由に該当しない世帯につきましては議員おっしゃられたように通常の保護費のやりくりの中で賄っていただくということが基本になっておりまして、どうしてもそういうことができない場合につきましては社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金を活用して設置をしてくださいというような流れになっております。

当町といたしましては、ほかの自治体、一部の自治体で独自の助成を行っているということは把握しておりますけれども、そのほとんどが道外の自治体でありまして、最高気温が35度を超える猛暑日、そういうのが連続するですとか、暑さが非常に厳しい地域の自治体であるということで認識しております。近年は気象状況の変化によりまして気温の上昇が見られますけれども、当町においては猛暑日が連続するような状況ではありませんし、特別な事情がない世帯につきましては保護費のやりくりによって購入が基本となっておりますので、他の一般世帯と同様の取扱いと考えておりまして、町が独自で生活保護世帯へのエアコン購入に係る助成は現在のところ考えていないところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 本町はまだ涼しいところだという答弁の中身で終わりましたけれども、暑さに慣れているかどうかという問題もあるのです。私なんかどさんこですから、25度を過ぎたら

もう暑くて暑くてとなってしまうと。今年最高気温になったところが41度8分ですか、お風呂にずっとつかっているという状況が全国見ると出てくる。そこにいる人たちは毎年がこういう、これ以下ではあるけれども、こういうような暑さが続いて慣れているという問題も出てきます。ですから、ただ単に30度を越えたとか35度になったとかという、そういう状況にはならないと、暑さに慣れて汗かきやすいという体質もつくらなければならないと思っています。それらも含めてこの地域で町民がどのような願いを出してくるのかということが大事なことになると思っていますので、ぜひ検討をしてください。

次に移ります。それで、クーリングシェルターの関係なのですが、もうこれから30度を越えるということはないでしょうけれども、11か所お答えいただいたのですが、イオンやマックスバリュはちょっと私見ていないのですが、座る椅子だとか特別なコーナーだとかというのは設置されてのことなのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) クーリングシェルターの関係なのですが、協定の関係とかもございまして7月早い段階から協定に至っていなかったというところもあるのですが、既に店舗のほうともお話をしまして、場所のほうもちゃんと確保していただいて、入り口に垂れ幕といいますか、のぼりを立てていただいたりですとか、あと涼むところにもそういったものを、目印、同じのぼりを設置していただいてということで、店舗側のほうにはもう既にそういった掲示していただくもの等も全部配付してお願いはしている状況なのですが、もしかしたらお店側のほうでまだ設置されていないですとか、そういった事情はもしかしたらあるのかもしれませんが、協定のほうはもう既に調っているというような状況になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 30度を越えて一定の冷房施設があるところとなっているのですが、クーリングシェルターというのは駆け込み的に暑さで倒れそうだからちょっと休ませてくださいというところと、今日は猛暑日になるぞと、ずっと長い時間、例えば総合ケアセンターだとか、役場だとか、そういうところで長時間友達と一緒に行って時間を過ごして、暑いさなかではそこで休もうと、こういうところ、この2種類の整備が必要だと思っているのですが、いかが考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) クーリングシェルターにつきましては、国のクーリングシェルターというのは熱中症特別警戒アラートが出たときにいつでも使えるような、休息できるようなという部分で、もちろん一定の基準はあるのですが、議員おっしゃられるようにちょっと暑いとか、ちょっと今日歩いて疲れたなというときももちろん休めるように常時、涼み処という先ほども答弁しましたけれども、のぼりも各施設立てさせていただいて、休めるような椅子なりという部分も配置をして、役場はエアコンないので、指定していませんけれども、なっておりますので、両面を兼ね備えた形の事業者、公共施設を指定しているという形で、対応できていると考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 長時間涼しいところというふうなことからすると役場も入るのでないかなとも思うし、これから駅の観光情報センターだとか、ピュアだとか、そういうところ、バスや

何かの交通機関や何かでも集中するところにこういう長時間休めるようなクーリングシェルターが必要だというふうに思います。この間の地震警報、津波警報のときも、新聞でしたか、新冠町の町議会の議場がクーラーついているので、そこで避難してもらった、そういう記事を見てうちを聞いたら、うちも議場を避難者の、暑い日だったから、避難者の避難場所として議場は開放しました、こう措置したと聞いています。ですから、役場もそんな何百人も来るわけでないですから、必要な対応をする必要があるなどは思っているのですが、増やしていかなければならないと考えていますということなのですが、私が言ったように観光情報センター、ピュア、役場庁舎、こういうふうなところは考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 具体的な場所を今の時点で決めている部分についてはございませぬけれども、先ほど総務部長のほうからもお話あったように、有効な財源があって公共施設であれば、設備改修が必要なものが出来ればそこに合わせてエアコン等を設置していく中で、それと一緒にクーリングシェルターとしての機能も持たせていきたいなと思っておりますけれども、現時点でどこかの公共施設にこれからエアコン、クーラーを設置するという部分はまだ未確定でございますので、もちろん増やしていきたいと考えていますけれども、必要な設備をまず導入していかなければなりませんので、その辺については全体を見ながら公共施設の維持管理の中で対応していく部分も大きいのかなと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) あと、緊急避難的にちょっと具合悪くなったから休ませてくれというところも必要だと思うのですが、そういうところを開設するための条件というのがあるのですか。例えば椅子を、座るところを用意するとか、冷たい飲物が飲めるようにするとかという条件は、開設のための条件はあるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 壇上でも申し上げましたけれども、ちょっと国の基準も曖昧です。適当な冷房設備を有すること、それから住民等が滞在するために必要かつ適切な空間を確保することというような形で非常に曖昧なのですけれども、ただ各民間の事業所等につきましても、最低でも椅子に腰かけられるとか、その辺の設備は各民間施設にもお願いして、クーリングシェルの指定とともに、マックスバリュ等もこれまでなかったのですけれども、座る場所を設けていただいたという部分もあります。ただ、では冷たいお水を出しますとか、ちょっとそこまでは、対応できる部分と対応できないところがありますので、保健福祉センターであればもちろん飲めたりとかするのですけれども、その明確な基準として飲物も提供しないと駄目だと、そこまでの基準にはなっていないという状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 特別強い縛りが無いようではすけれども、前にみゆき通りにもお休みどころって設置してくれたところ、店があったのです。そういうところも、今言った一定の空調施設があったり、ちょっと休める場所があったりというところにもぜひ御協力をお願いするというふうにして、大人数がそれこそシェルターとして休めるところ、あるいは歩いている途中でも急に利用できるようなところと、こういう2本立てでぜひ考えて増やしていただきたいと思います。

最後に入ります。町発注の工事や委託に対する問題なのですが、課長の答弁では一般的な経費

しか定められていないと、真夏日、30度を超えて加算が必要などときには別途対応しなければならないと「建設業法」、その他で定められているとお答えいただいたと思うのですが、そういう理解で間違いありませんか。

○議長(福嶋尚人君) 殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 暑さ対策、主に工事について御説明させていただきますけれども、工事を発注する際に必要な人件費のほかにも共通仮設費等の経費というのは別に計上してまいります。その経費の中に、先ほど課長が説明させていただいたとおり、一般的な熱中症対策経費というものは含まさっております。最近北海道のほうで熱中症対策に関わる試行ということで新たな取組を行っております、北海道の試行としましては、30度を超えた場合に30度を超えた日数分の経費を最終的に算出して、それを工事に上乗せをするという試行をしております。ただ、新ひだか町においてはその試行というのは取組は行っておりません、あくまでも受注者、発注者との協議の中で必要なものが出てきた場合に計上するという対応を取っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 発注者と受注者との間で協議で新たな経費分を出すか出さぬか決めるということなのですが、受注者側というのは一般的には非常に弱い立場にあって、発注者はそれはおまへの経費で見ておけということに済まされることが多いのではないかと思います。今後、今年の夏もデータとしては残っているでしょうけれども、1時間働いたら30分休めとか、水飲みとか、普通の塩分も補給してと、こういうような形でなっていますので、ぜひそういう経費は見るよとなりませんか。

○議長(福嶋尚人君) 川合君、今の質問で一般的に受注者は弱くて発注者は強いかということのは不適切な発言ですので、取り消してください。いいですか。

○11番(川合 清君) 一般的に言われていることでないですか。

○議長(福嶋尚人君) 川合君は新ひだか町に置き換えて言っているのですから、それは不適切ではないですか。

○11番(川合 清君) 取り消します、そしたら。

○議長(福嶋尚人君) 取消しですね。

そしたら、答弁。

殿山建設課長補佐。

○建設課長補佐(殿山隆恒君) 経費を見るか見ないかという御質問だと思うのですが、ある基準、今北海道でやっているのが30度を超えて、それを超えた場合に経費を積み上げるという、メリットとしてはある程度業者のほうで任意に動けるといってもあると思うのですが、ただ町が発注する工事というのはどちらかといえば北海道が発注する、お金の話でいけば小規模な工事が多いと認識しております。なので、経費で計上していくと結果的に暑さ対策経費としてはあまりお金が積み上がらないということも私は認識しておりますので、その辺は今後、北海道が今試行という形で取り組んでおりますので、その辺の動向を見ながら今後詰めていく必要があると認識しております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 建設工事現場についてはいろいろテレビ等でも放送されていますので、一定の住民への周知は進んでいると思っています。ぜひ対応を、北海道の指導に基づいての、北海

道の基準に基づいての対応をするようにしてください。

もう一つ、町の委託で目にするのは町内でのごみ収集車の前後をずっと走り回っているのだよ、後先後先。いわゆる郡部のほうはそうはなっていないでしょうけれども、町場はそうやってやっている。焼却炉に運ぶときは休める状況だろうと思って、何回焼却炉まで運ぶのだと言ったら、大体1回しか行かない。ということは、午前中でみんな処分していますから、町場に当たった人はずっと、そしてどこで止めて休むというふうにもなかなかならないということが気になっているのですが、熱中症対策がきちっとされているかどうかという問題と、もう一つはヘルパーさんが暑いさなかこのうちで15分やって、移動して行って、また向こうで……

○議長(福嶋尚人君) 川合君、今どこ質問されているのですか。

○11番(川合 清君) 委託発注の問題です。委託業者に熱中症対策の問題で聞いているのです。時間なくなるよ、議長。

○議長(福嶋尚人君) 通告外の質問ですから。

○11番(川合 清君) いや、通告外ではありません。熱中症対策で、町発注工事、委託に熱中症対策に補助をとるところですので、通告の範囲だと思っておりますけれども、違うのですか。時間どうしてくれるのですか。

○議長(福嶋尚人君) いいのですか、質問しなくて。いいのですか。終わりますよ。

○11番(川合 清君) どうなのですか。答弁はもらえるのですか。

○議長(福嶋尚人君) もらえません。終わりました。

○11番(川合 清君) 終わるといえるのですか。

終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 2時35分

---

再開 午後 2時45分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

10番、木内君。

[10番 木内達夫君登壇]

○10番(木内達夫君) それでは、通告に従いまして3項目につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目の「水産業の振興について」であります。1点目の赤潮対策緊急支援事業につきましては、令和3年9月に発生いたしました赤潮によりまして我が町の主要魚種でありますウニ、あるいはタコ、ツブなどに甚大な被害をもたらし、漁業経営にも大きな影響があったということもありまして、令和4年12月議会におきましてもウニ種苗を活用した漁場環境把握調査、あるいはタコ、ツブの漁具を活用した資源状況調査の具体的な事業内容等につきまして一般質問をしております。その後3年ですか、を経過した中で事業の進捗状況がどのようになっているのかを何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、ウニ種苗を活用した漁場環境把握調査につきまして事業実績、効果などの進捗状況はどのようになっているのか。

2点目、ツブ、タコの漁具を活用した資源状況調査につきまして事業実績、効果などの進捗状

況はどのようになっているのか。

3点目、ひだか漁業協同組合新ひだか町地区におけるウニ、タコ、ツブの令和6年度の資源量を見ますと、令和3年度と比較いたしましてバフンウニは76.9%減、このうち三石地区は皆減、ヤナギダコは41.6%減、マツブは44.5%減となっております。まだまだ資源回復がされているとは言えない状況にあると思いますが、どのように認識しているのか。

4点目、いまだに資源回復が見られていない魚種につきましては継続した事業実施が必須であると思いますが、このことについてどのように考えているのかを伺いたいと思います。

2点目の元静内地区国道下船揚げ場の砂堆積についてでございます。船揚げ場は、元静内地区漁業者の磯船の船揚げ場として利用されております。元静内川の浦河町側河口部分に砂が堆積しておりまして、磯船の利用に支障を来している状況にあります。砂を除去する必要があると思いますが、どのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、大きな2点目の「空き家等対策について」であります。新ひだか町の空き家等対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づきまして町民の生命、身体、財産を守り、生活環境の保全や空き家等の活用を促進するため、平成31年3月及び令和6年3月に新ひだか町空家等対策計画を策定しております。町では、これまで空家等対策計画の取組を計画的に進めるため空き家等実態調査を実施するとともに、新ひだか町空家等対策協議会ですとか空き家バンクの設置など様々な取組を実施しておりますので、空き家等対策について何点か質問をさせていただきます。

1点目、空き家等実態調査につきましては2回実施していると思いますが、令和5年に実施いたしました実態調査の概要及び調査結果はどのようになっているのか。

2点目、空き家等の課題、問題点についてどのように考えているのか。

3点目、今後の空き家等対策の具体的な取組についてどのように考えているのか。

4点目、新ひだか町空家等対策協議会は平成30年10月に設置しております。その設置目的、組織の内容等はどのようになっているのか。

5点目、令和2年度に空き家バンクを設置いたしまして空き家等の利活用の促進に努めておりますけれども、令和6年度までの利用状況はどのようになっているのか。

6点目、空き家等対策につきましては関係部署が多岐にわたると思いますが、相談体制についてはどのようになっているのか質問いたしますので、よろしくをお願いします。

次に、大きな3点目の「日高自動車道について」であります。日高自動車道につきましては令和5年6月の定例議会でも質問をしておりますけれども、町民の中では令和7年度開通予定の新冠インターチェンジがいつ開通するのかという話題が増えてきておりまして、町民の期待や関心が非常に高くなっていると感じております。9月28日には新冠インターチェンジと大節婦川橋までの本線上を会場にいたしまして、日高自動車道、日高厚賀インターチェンジ、新冠インターチェンジ間の開通前記念イベント、これが計画されている中で、日高自動車道の現状と進捗状況について何点か質問をさせていただきます。

1つ目、新冠インターチェンジの開通は令和7年度の予定と聞いておりますが、具体的な開通時期はいつ頃になるのか。

2点目、新冠インターチェンジと(仮称)静内インターチェンジ間の現状と進捗状況はどのようになっているのか。

3 点目、(仮称)静内インターチェンジ国道間における道道及び町道等の整備はどのようになっているのか伺いたいと思います。

以上、3 項目について壇上から質問いたしますので、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

[水産林務課長 新川兼一君登壇]

○水産林務課長(新川兼一君) 木内議員からの御質問の大きな1 点目、「水産業の振興について」御答弁申し上げます。

令和3 年9 月に北海道太平洋沿岸で発生した赤潮は、当町において甚大な被害をもたらし、漁業経営にも大きな損害が生じたことから、その対策として水産庁が創設した北海道赤潮対策緊急支援事業を活用して生息環境の回復や資源動向を把握するための調査を実施しているところでございます。

そこで、まず初めに赤潮対策緊急支援事業についての1 つ目のウニ種苗を活用した漁場環境把握調査について事業実績や効果などの進捗状況はどのようになっているのかについてですが、令和3 年度から実施しているウニ種苗を活用した漁場環境把握調査につきましては、適正な生育環境に回復し、再生産が可能な漁場となっているかどうか把握するため、元静内、春立、東静内の3 地区を調査区域として、それぞれの漁場で漁業者が6 月から7 月にかけて種苗放流と経過観察を行い、9 月または10 月に生存状況の調査を実施しております。事業実績といたしましては、令和3 年度から令和6 年度までの4 年間で種苗延べ142 万粒を放流し、漁業者延べ163 人、漁船延べ45 隻が調査に携わり、本年度においても同様の調査を継続して実施しているところでございます。

また、効果につきましては、現在集計、公表されております令和4 年度までの調査結果に基づくものではございますが、本年7 月に管内3 漁業協同組合と管内7 町を参集範囲とする北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課主催の北海道太平洋沿岸赤潮被害対策打合せ会議が行われ、その中で北海道より赤潮被害を受けた日高から根室管内におけるエゾバフンウニの生育状況については、放流した種苗の生育が確認されており、おおむね回復しているが、資源量は回復途上との見解が示されているところでございます。

次に、2 つ目のツブ、タコの漁具を活用した資源状況調査について事業実績や効果などの進捗状況はどのようになっているのかについてでございますが、令和4 年度から実施しておりますツブ、タコの漁具を活用した資源状況調査につきましては、通常操業に準じた手法により新ひだか町沿岸域全地区の沖合を調査区域として漁業者が5 月から3 月まで籠漁業、ざる漁業、箱漁業、空釣り縄漁業の漁具を用いて魚種ごとに月2 回を上限に採取した日のツブ、タコの個体ごとの数や大きさを日誌に記録し、漁業協同組合で集約され、町を經由して北海道に提出されます。北海道においてこれら資源状況等を集計し、生息状況や資源動向を分析、把握するものでございます。事業実績といたしましては、令和4 年度から令和6 年度までの3 年間で漁業者延べ1 万490 人、漁船延べ5, 450 隻が調査に携わり、本年度においても同様の調査を継続して実施しているところでございます。

また、効果につきましては、ウニ種苗を活用した漁場環境把握調査同様、現時点において令和4 年度までの調査結果に基づくものではございますが、北海道太平洋沿岸赤潮被害対策打合せ会議において、ツブについては日高管内における生体の生息環境はおおむね回復しているとの見解が示されており、タコにつきましては日高管内の一部の地域で生息が確認されてはいるものの、

漁獲量の減少が続いているとの見解が示されているところでございます。

次に、3つ目のひだか漁業協同組合新ひだか町地区におけるウニ、タコ、ツブの令和6年度の漁獲量を見ると、令和3年度と比較してバフンウニは76.9%減、うち三石地区は皆減、ヤナギダコは41.6%減、マツブは44.5%減となっており、まだまだ資源回復されているとは言えない状況にあると思うが、どのように認識しているのかについてでございますが、赤潮被害からの回復方法といたしまして、エゾバフンウニについては種苗放流による人為的な資源添加、技術が確立していないツブやタコなどについては自然回復による再生産を期待しておりました。しかし、エゾバフンウニとヤナギダコの再生産期間である2年から4年は既に経過しておりますが、資源水準の回復に至っていないことは当町も認識しているとともに、マツブにつきましても成長が遅く、再生産期間が7年から10年と長いこともあり、いまだ回復には至っていない状況となっております。

これらの魚種等の資源水準が回復していない要因としましては、北海道が主体となり実施しました北海道赤潮対策緊急支援事業の赤潮原因プランクトン調査によりますと、赤潮発生時、日高沿岸で有害な赤潮プランクトン、カレニア・セリフォルミスが高濃度で長期に滞留し、その死骸が大量に海底に沈殿し、堆積したことにより魚種等の資源が大量に死滅したことで生息密度が低い状態が続いていることが再生産を阻害している要因であると考えられております。当町といたしましても、魚価の低迷、水産物の消費の冷え込みなどによる厳しい状況の下で、赤潮発生による被害の長期化が漁業経営に大きな支障を来している状況であることを認識しているとともに、大変危惧しているところでございます。

次に、4つ目のいまだ資源回復が見られない魚種については継続した事業実施が必要であると思っておりますが、このことについてどのように考えているのかについてでございますが、北海道赤潮対策緊急支援事業の継続につきましましては本年7月に日高町村会から北海道に対して赤潮被害対策への継続支援に関する要望を実施しているほか、北海道及び北海道議会からも国に対して海洋環境の変化などによる生育環境の回復への支援継続などについて要請しております。また、北海道漁業協同組合長会からも国に対して北海道赤潮対策緊急支援事業の継続について要請しているところでございます。

ウニ、ツブ、タコの沿岸漁業の資源回復及び増大事業として、エゾバフンウニについては種苗放流を継続実施していくとともに、ヤナギダコについては新たな取組として、今年度地域づくり総合交付金を活用し、産卵床の設置を計画しております。一方、マツブについては資源増大の技術開発が進んでいないことから、引き続き回復状況を見つつ、資源増大に関わる情報収集を重ねた上で、北海道や水産試験場などの関係機関と連携した対策等の検討が必要であると考えているところでございます。当町としましても、漁業者がこれからも安定的に経営を維持していくため資源の回復を促すことが急務であると認識しており、国や北海道の支援の下、漁業協同組合などの関係団体と連携を図り、水産資源の早期回復に向けた情報収集の上、漁業経営の安定のための取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、御質問の2点目、元静内地区国道下船揚げ場の砂堆積についてでございますが、まず初めにこの施設の概要についてでございますが、この船揚げ場は地域の採り昆布漁業者の財産となる船舶を安全に保管するため、昭和61年に静内漁業協同組合、現在のひだか漁業協同組合でございますけれども、が主体となり、防衛省の補助を受け整備された漁業用施設でございまし

て、現在も元静内地区の漁業者10名程度が利用しております。また、漁港や海岸の公共的な施設は通常は北海道が管理者となりますが、この施設はひだか漁業協同組合が整備した施設であり、管理者もひだか漁業協同組合となっております。御質問のありました磯船の利用に支障を来している状況にあるため砂を除去する必要があると思うが、どのように考えているかについてでございますが、町としましては原則維持管理は施設管理者が行うべきと考えていることから、町として砂の除去といった維持管理を行うことは難しいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

[生活環境課長 小野和寿君登壇]

○生活環境課長(小野和寿君) 木内議員から御質問の大きな2点目、「空き家対策について」御答弁申し上げます。

当町における空き家等の状況は、人口減少の進行等に伴い年々増加傾向にあり、中には安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等により周辺に深刻な悪影響を及ぼしているものもあることから、地域住民における良好な生活環境を守るためにも適切な対策が急務となっております。このような情勢を踏まえ、新ひだか町では町民の生命、身体、財産を守り、生活環境の保全を図るとともに、空き家等の活用を促進することを目的とし、平成30年度に新ひだか町空家等対策計画を策定し、取組を進めてきたところであります。

そこで、御質問の1点目の令和5年に実施した空き家等実態調査の概要及び調査結果はどのようになっているのかについてですが、令和5年に実施した調査は、空家等対策計画が改定時期を迎えるに当たり、町内全域にわたる空き家等の現状を把握をし、今後の空き家等対策に必要な基礎資料を得るため、令和5年5月15日から令和6年1月31日までの期間で専門業者への業務委託により実施したものでございます。調査の概要としては、専門業者が保有する新ひだか町内全域の空き家等のデータや町が保有するデータを基に抽出した3,033件の物件を中心に公道からの外観目視による調査を行ったところであり、その結果、空き家と推定された件数は659件で、平成28年に実施した前回調査の570件から約16%増加している状況にありました。また、件数の把握と併せて空き家の不良度判定を行ったところ、倒壊の危険性があり、緊急度が高いと判定されたD、Eランクの空き家が170件、全体の25.8%を占める結果となっております。

次に、2点目の空き家等の課題、問題点についてどのように考えているのかについてですが、空き家等については利活用されない期間が長ければ長いほど老朽化が進み、倒壊や屋根、外壁の落下など危険性が高まるほか、敷地内の雑草繁茂やごみの不法投棄、害虫などの発生、さらには火災や犯罪の温床となる可能性もあり、生活環境の悪化や防犯、防災の面から見ても大きな問題であることから、このような状況になる前に空き家等の適切な管理の重要性について所有者に理解していただき、解体などの具体的な対策へとつなげるために町として何ができるのかが大きな課題であると考えているところであります。

次に、3点目の今後の空き家等対策の具体的な取組についてどのように考えているのかについてですが、まずは新たな空き家等の発生をできる限り抑制することが重要であると考えております。住宅が空き家化する大きな要因には相続や転居後の処分、活用が進まないことが挙げられることから、町としては所有者や相続予定者が早い段階から将来の管理や利活用に検討いただけるよう相談体制や情報提供の強化に努めてまいります。また、既に存在する空き家等につきましては、その活用を積極的に推進していくことが大切であると考えております。令和2年度から設置

しております空き家バンクにつきましては、登録物件数や情報等が少なく、十分に活用されていない面もあると認識しておりますので、所有者への周知や相談体制を一層充実させ、空き家バンクへの登録を働きかけてまいります。特に相続や転居により利用されなくなった住宅につきましては、早い段階から空き家バンクの活用を検討いただけるよう広報や個別相談を強化してまいります。一方で、適切に管理されていないまま放置された空き家等につきましては、所有者に対して助言や指導等を行いながら、解体などの具体的な対策へとつなげていけるようこれまで以上に取組を強化してまいります。現実的には町からの呼びかけに反応していただけないケースや解体に多額の費用を要するため対応が難しいケースも多い状況でございますが、今後も継続的に粘り強く取り組んでまいりたいというところで。

次に、4点目の新ひだか町空家等対策協議会の設置目的、組織の内容等はどのようになっているのかについてですが、この協議会の設置目的は、新ひだか町空家等対策計画に基づく町の取組状況等を検証するとともに、当該計画の見直しを含め、今後における空き家等対策の在り方について様々な観点から御意見をいただく場として年に1、2回のペースで開催しており、地域住民や空き家等対策に関連のある団体の委員で組織しております。

次に、5点目の令和6年度までの空き家バンクの利用状況はどのようになっているのかについてですが、令和6年度末までに92件の登録があり、うち売買による成約が72件、取下げが15件ありまして、残り5件が令和5年度末に空き家バンクに登録されていた状況となります。

最後に、6点目の関係部署が多岐にわたると思うが、相談体制についてはどのようになっているのかについてですが、議員がおっしゃるとおり、空き家等に関しては衛生や景観等に関する事、防火や防犯に関する事、建築技術に関する事、水道、下水道に関する事、さらには移住施策とも密接であるなど関わる部署が多岐にわたることから、生活環境課だけでは対処できないケースも多くございます。よって、現在は総合的な窓口を生活環境課としながらも、相談内容に応じて関係する部署等とつながり、情報を共有しながら、横断的な協力体制により相談対応を行っているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) 木内議員から御質問の大きな項目の3点目、「日高自動車道について」御答弁申し上げます。

最初に、1点目の新冠インターチェンジの具体的な開通時期でございますが、現在国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部から公表されている情報は令和7年度開通予定となっております。最新の状況を確認したところ、令和8年3月末までの開通を目指しているが、現時点において具体的な開通時期は未定とのことでございます。

次に、2点目の新冠インターチェンジと(仮称)静内インターチェンジの現状と進捗状況でございますが、事業区間となる厚賀静内道路は全長16.2キロメートルで、全体事業費が約873億円、平成7年度に事業化され、平成23年度に事業着手しております。今年度の当初事業費は51億8,500万円で、事業内容としましては環境や埋蔵文化財の調査のほか、舗装工、電気通信設備工、除雪ステーション建設など各種工事を実施しており、うち厚賀新冠間の9.1キロメートルについては新冠インターチェンジまでの年度末までの開通に向けて鋭意工事を進めているところであり、状況としては順調に進んでいるとのことでございます。また、新冠静内間の7.1キロメートルの区間のう

ち新ひだか町内の状況につきましては、令和4年度から清水丘地区において真沼津川に係る橋台の設置工事や地盤改良などに着手しており、今年度は清水丘地区でのボックスカルバートの設置や中野町を流れる古川に係る橋台の設置工事などを進めているところで、現時点において(仮称)静内インターチェンジの開通時期は未定とのことでございます。

次に、3点目の(仮称)静内インターチェンジ国道間における道道及び町道等の整備はどのようになっているかについてでございますが、(仮称)静内インターチェンジの供用に伴い、静内市街地内の交通量が最大で現況の2倍となる1万台を超えることが予想されておりますことから、各種関係団体と連携を図り、国及び北海道へ市街地の交通対策の要望を行ってございます。その要望内容につきましては、市街地内の通学路や居住地区の生活環境を守るためには通過交通の分散を抑制し、できる限り道道に集中させて対策することが効率的かつ効果的な安全対策につながるものと考えられることから、国道及び道道の安全対策の強化について要望しております。

そこで、国道の安全対策強化につきましては2点要望しております、1点目は案内標識による交通誘導対策、2点目は交差点渋滞対策、右折レーンの設置、このうち交差点渋滞対策につきましては静内郵便局前交差点の対策を完了しております。道道の安全対策の強化につきましては3点ございまして、1点目は通学路の交通安全対策として防護柵、警戒標識の整備、2点目は案内標識による交通誘導対策として案内標識の整備、3点目は交差点渋滞対策として国道及び町道との交差点改良について要望しております。要望事項3点目の交差点渋滞対策につきましては、道道平取静内線の交差点のうち、国道との交差点、静内高校前交差点、日高中部消防組合静内庁舎前交差点の3か所につきましては、北海道において令和7年度から交差点改良に向けた設計、用地購入、改良工事を順次進めているところでございますが、完成までには数年かかる見通しであると伺っております。その他の案内標識等の要望につきましては、(仮称)静内インターチェンジの供用開始までには実施していただくよう引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

国道及び道道の安全対策の要望をする一方で、町道への交通量が増加することも予想され、町道における安全対策が必要となります。町道の安全対策としましては、令和4年度から国の社会資本整備総合交付金を活用し、町道山手通線の国道交差点の改修を実施しており、令和8年度の完成に向けて事業を進めてございます。また、町道山手通線と町道柏通線、町道原条通線、町道緑高砂通線の各交差点においては、道路のずれや右折車による後続車両の滞留解消のために交差点改修を計画しており、令和7年度は町道山手通線と町道原条通線の交差点工事を実施しております。今後の計画につきましては、令和8年度に町道柏通線の交差点、令和9年度に町道緑高砂通線の交差点について改修を予定しております。さらに、道道平取静内線と町道中野新道線を結ぶ第2原条山線については道路の拡幅と歩道新設を計画しており、令和8年度には設計が完了し、現在用地購入、物件補償について関係者と協議を行っております。工事については、今年度に準用河川古川を横断する橋梁の拡幅を行い、令和8年度以降は準用河川古川から町道中野新道線までの歩道新設を中心として、道道平取静内線から町道中野新道線までの区間において道路拡幅を行っていく計画でございます。そのほか緑高砂通、青柳通、御幸通などの都市計画道路の舗装が傷んでいる箇所の修繕をしており、緑高砂通は町立静内病院から静内消防署交差点までの区間について、青柳通は静内警察署のある国道交差点から町立静内病院までの区間について、両路線とも現在工事を実施しており、今後は山手通や御幸通などの路線について舗装修繕を実施する計画でございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 御答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、何点が再質問させていただきます。まず、水産業の振興の件でございますが、ツブ、タコの漁獲量の資源回復が見られないということになれば、やはり国や北海道に対して赤潮対策緊急支援事業ですか、これの事業継続、これが必要なので、要望することが必要だと考えているのですが、町長の行政報告の中で赤潮被害対策への継続支援ということを含めて7月16～17日に北海道知事ですとか北海道議会、北海道開発局、これ要望しておりますよね。この行政報告がありました。それで、具体的な要望内容と要望の際に北海道知事ですとか北海道開発局からこの赤潮に対する何かコメントがあったのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 要望活動には私しか参加してございませんので、私のほうから御説明させていただきます。

令和3年の赤潮以降5か年の事業として今まで取り組んでいたものを1つは継続してほしいという要望をいたしております。北海道におきましてもその気持ちは一緒でございます、北海道議会のほうもそういう理解はいただいております。一方で、水産庁のほうはなかなか、平たく言いますと渋い状態にあるというふうな感じで帰ってまいりましたが、これから12月にかけて国の予算が決定するまでの間にまたいろいろな動きがあるのかなということも想像できますので、現時点でしっかりと概算要求の中で赤潮対策をやるよという形にはたしかになっていないと思いますけれども、今後何らかの動きがあることを期待しながら、また11月に中央要請のほうもありますので、そちらのほうでしっかりとお願いをしてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 今町長から答弁がありましたけれども、9月4日の新聞で国の令和8年度一般会計予算の概算要求額がまとまったと。これが過去最大で122兆4,454億円になったという報道がありました。それで、今町長も答弁ありましたけれども、水産庁の予算要求を見ますと、環境変動に対応した持続的漁業・養殖業構築緊急対策事業、予算概算要求額20億400万円ということになっております。これ要求額です。その中で赤潮被害緊急総合対策というのがあります、4項目あります。モニタリング体制の構築ですとか、発生抑制等ですとか、4項目あるのですが、町長も今言いましたけれども、今までやってきた赤潮の対策の支援事業ですか、これが見当たらないのです。ですから、恐らく概算要求には盛り込まれていないと思うのですが、町長は盛り込まれていないと言っているのですが、再度確認したいが、それでよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 令和8年度の水産関係の概算要求の状況について北海道のほうにもいろいろ情報をいただくようお願いしております、現時点において今年度まで実施しております赤潮対策緊急支援事業のようなメニューに関しましては現在要求に上がっていないというふうな回答をいただいておりますので、そのような認識として捉えております。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 現時点ではそうすると、今まで、令和7年度までやってきている事業の継続はないのではないかと。ただ、町長の答弁で期待するところは、今回概算要求ですから、最終的にまとまるまでの間、これは何らかの動きがもしあればそれに期待したいなと思いますけれど

も、町長、期待してよろしいのですものね。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 私に期待されてもちょっと困るところあるのですけれども、正確にお話しさせていただきますと、今までやっている対策というのは緊急支援という言葉を使っているのです。緊急支援という言葉は、当時5か年ということで、たしか15億円ぐらいの予算だと思いましたが、始まったものでありまして、緊急支援という言葉を使ってまたこれから3年なり5年なり延ばすのかということは一般的に考えづらいです。ただ、一方で先ほどどういう効果が出て、資源が回復しているのかということを考えますと決して十分な状態にはなっていないということですので、それは既存の事業の中で運用の中で何かできるのか、あるいは違う予算をまた追加要求みたいな形で出すのかは別にいたしましても、我々としては粘り強く水産庁、特に水産庁のほうに求めていきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、赤潮対策緊急支援事業ということなのですが、それで令和8年度以降これに代わるような何か事業を実施するというようなことを考えるときに、町として、今の段階で結構ですが、その辺の考え方についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長(福島尚人君) 新川水産林務課長。

○水産林務課長(新川兼一君) 現時点での町の考えの一つとしまして、現在国や北海道から情報をいただいている中において、これまでもさんざん議論してきております養殖関係、そういったもののうち環境の変化に適応した対策ですとか、それからこれから新たな生産向上対策の一つとして考えられている漁法の転換、そういったものに関しましては予算措置を検討する余地があるよというお話も聞いてございます。そういった状況を踏まえまして、町としましても関係団体であるひだか漁業協同組合等と十分な協議を重ねて、導入の可否を含めて検証した中で必要に応じて対策を講じていかなければならないのではないかと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 次に移ります。

元静内川河口の砂の堆積ですけれども、浦河側の河口のところ堆積しているのです。私も現場見てきたのですが、潮流の関係なのか、それから元静内川の土砂の関係なのかちょっと判断つかないのですけれども、その要因についてどのように考えていますか。

○議長(福島尚人君) 田中水産林務課長補佐。

○水産林務課長補佐(田中進也君) 河川からの土砂の流入は少なからずあるかと思えます。あと、沖からの漂砂の影響も大きくあるのかなと認識しているところでございます。具体的には沖から潮の流れによって船揚げ場に長年砂が堆積して、また河川からの土砂も相まって、御指摘のあった場所で近年砂の堆積が見られるようになってきたのではないかと認識してございます。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、答弁の中で船揚げ場がひだか漁業協同組合の漁業用施設ということで、管理責任はひだか漁業協同組合だと、こういう答弁ありました。今答弁ありました海流、潮流による調査というのですか、堆積だとすれば、建設海岸だとすれば北海道が管理者ですよね。元静内川は町の管理河川。要因が河川なり潮の流れによるものということになると、施設管理はひだか漁業協同組合だとしても、その要因が川だとか海の関係だとすればそれぞれに管理責任が

出てくるのではないかなと私は思うのですけれども、その辺の見解はどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 田中水産林務課長補佐。

○水産林務課長補佐(田中進也君) 管理については、海岸は北海道、河川は町、船揚げ場の施設管理はひだか漁業協同組合というふうなところでございます。それぞれの範囲において管理責任が生じることとなりますが、維持管理の判断等は各管理者の判断に委ねるものと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 次に移ります。

それで、空き家等対策についてですけれども、答弁では空き家と推定される建物が659件、前回調査より16%増加していると。倒壊の危険性があり、緊急度が高いと判定されるD、Eランクは170件ということでございました。それで、空家等対策計画、これを見ますとDランクが前回よりも57件、25.1%減っているのです。それで、不良度の高い建物の件数が、年数を経過して不良度が低くなるというのはなかなか考えづらいものですから、どうして年数がたって減となったのか、その要因はどのように考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 議員おっしゃるとおり、今回の調査で減少しております。今回の実態調査でD、Eランクの建物が減少した要因としましては、複合的な要因があるのではないかと分析しております。全ての空き家を前回の調査と個別に比較はできてはいないのですが、詳細なことについては申し上げられないのですが、大きく分けて危険度の高い建物が除却されているものもあります。あと、今回の調査で敷地内に住宅がなく、倉庫だけのような建物を調査のほうから対象から外したというところもあります。あと、空き家であったものが売却などで、住んでいなかった建物が売却で今度売られて人が住むようになったというところですか、前回の調査が実は冬期間に調査したということもございまして、実は今回の調査は夏場に調査しているということもありまして、敷地内の草木の繁茂状態が全然違う状況というのもあったりとかということで、いろんな要因が今回の調査で減少したというところに挙げられているところがあります。ちょっと体感的な話になるのですが、ここ数年結構Aランク、Bランク以外の建物でも売買が結構あったりですか、あとD、Eとかの不良度の高い建物も除却も結構多くなってきているというところも印象としてあるように思われます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、この空家等対策計画書の中で計画の対象というのがありまして、対象とする空き家等の種類というのは3種類あるのです。1つは、これは法に基づいていますから、空き家等というのと、もう一つは特定空き家等というのと、管理不全空き家等と、これ3種類あります。それぞれの説明がありまして、空き家等というのは居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地と、それから特定空き家等というのはそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態ですとか、あるいは著しく衛生上有害となるおそれのある状態とか、4点があります。それから、管理不全空き家等と、これは最初の調査時点ではこういう、法律上はなかったのですけれども、法改正がされまして、これが新たに出てきました。それは、空き家等が適切な管理が行われていないことによりまして、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある状態、だから特定空き家の前段階です。この3種類があり

ます。今回我が町の調査を見ると、その判定、不良度判定というのがあって、AからEまであります。これで件数をまとめております。調査しております。そこで、ここで言う3種類の、これは制度上です。法律上3種類あるのですが、659件の件数の内訳として空き家等が何件、それから特定空家、あるいは管理不全空家、これはどうなりますか。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 空き家等の種類別の内訳についてであります。実態調査で確認された659件の空き家等のうち、「空家等対策の推進に関する特別措置法」で定めます特定空家等に該当する可能性があるものとして、特定空家の候補と実態調査によって整理されたものが395件、さらにその中に特定空家候補の可能性が特に高いと判断されたものが313件ございます。今回の調査は空き家の状況を外観目視により推定したものでありまして、空き家等、管理不全空家、特定空家といった区分に確定的に当てはめたものがございまして、現時点での内訳としましてはあくまでも特定空家の候補として整理されたものが395件、そのうち可能性が特に高いと言っているものが313件あるということ把握しているところであります。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) もう一度確認したいのですが、今回の調査では今言っている法律上の種類に分けることはできないのだけれども、可能性があるのが359件ありますよ。その中で特定空家等になりそうなのか、そういうものが313件あるということですね。これすごく多いなとは思いますが、結局特定空家ということになると、所有者がそれを除去するとか、それをしない限りは、行政代執行というのはよくテレビでやっていますけれども、そういうことも考えなければいけないと思うのですが、それははっきり今出ていませんので、可能性があるよということだけなので、恐らく今後調査またすると思うのですが、そのときには私制度上、法律上の種類をきちっと、それを調査すべきだと思っていますので、これ質問ではありませんけれども、議長から注意受けるかもしれませんが、これで終わりますけれども、次に行きます。

それで、空家等対策協議会の開催状況とその内容、どのようになっているのか伺います。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 空家等対策協議会の開催状況、協議内容につきましてですが、先ほどの御質問でも触れましたが、本町の空家等対策協議会は地域住民ですとか関係団体の代表の方々に御参加いただき、空き家等対策に関する様々な課題について協議を行う場として設置しているものでございます。開催状況につきましては、これまで年に1回から2回ぐらいのペースで開催しておりまして、協議内容といたしましては空家等対策計画の策定、あと空き家バンクの設置、運営に関すること、あとさらには特定空家の判断基準などの事項についてでありまして、委員の皆様からそれぞれの立場で御意見をいただきながら、町の空き家等対策の推進に対して役立ててきているというようところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) それで、空き家等で最後になりますけれども、この相談体制です。横断的な協力体制によって相談を受け、対応しているということですが、今まで相談件数がどの程度あって、その内容とか、その相談に対する対応をどのようにしているのか伺いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 小野生活環境課長。

○生活環境課長(小野和寿君) 申し訳ありません。過去における相談件数というところまではちょっと把握できてはいないのですが、毎年様々な相談というのがございまして、所有者の方からの御相談としては空き家バンクの登録について不動産会社を御紹介したりですとか、空き家居住補助金制度について御相談あった場合は建設課へ引き継いだりですとか、あと解体に対する相談等ございましたら解体業者を紹介するなどというような対応をしているところでございます。また、所有者ではなく第三者の方、近隣の方ですとか、第三者の方からの空き家の相談に関しましては、緊急的な措置を施す必要があることが多いため、消防と連携しましてその応急処置を取ったような対応もございます。また、相談体制ということではないのですけれども、所有者等の確認について、未登記物件というのも結構多くありますので、そういった部分については生活環境課では把握できていないということもありますので、税務課の固定資産の情報などを確認するなど、ほかの部署ともそういった連携を取って進めているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) この件は終わりました、3番目の日高自動車道の関係でお伺いしますけれども、答弁で開通時期、これ令和8年3月末までの開通を目指しているという答弁がありました。それで、実は日高厚賀インターチェンジの開通が平成30年4月21日ということになりました。これ推測なのですが、平成30年4月ですから、平成29年度末の予定が工事が終わらなくて遅延してずれ込んだということも考えられますし、工期がぎりぎりになって開通がそれだけ遅れたと、こういうのも考えられるわけですが、昨今人件費だとか資材高騰等の理由によって工期が延長するとか、かなりこれ出てきているので、そういうことが考えられるので、今ははっきり言えないと。私は、これ推測なのですが、つまり9月28日に前段の新冠町で記念イベントやるのに、もう6か月しかないのに開通時期が全く発表にならないというのはすごく疑問に思っているものですから、こういう質問なのですが、これ令和8年度にずれ込むということも念頭に置かなければいけないという認識でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 何らかの理由で開通の時期が令和8年度にずれ込むのではないかとこのお話なのですが、日高自動車道の高規格道路関係の全体的な窓口が企画課となっておりますので、私のほうから答弁させていただきますが、町が事業主体ではございませんので、北海道開発局室蘭開発建設部のほうに確認させていただいたり、それから説明を受けたりといった中での回答となりますけれども、令和8年度へのずれ込みについては今のところ聞いていないということになります。壇上からも建設課長が答弁させていただきましたとおり、最新の情報では令和7年度末までの開通に向けて工事は順調に進んでいるということでございました。

もう少し詳しい状況ということになりますと、工事といっても道路だけではなくて、橋ですとかトンネル、さらにはガードレール、区画線、照明、それから標識といったようなものも設置するという。それから完成後には点検、それから設備も含めた点検とか検査、それから車が安全に走行できるかといったような確認もしながら、最終的には安全を最優先として供用開始となるというお話を聞いてございます。

また、工事の進捗についてなのですが、これは天候にも左右されるということでございまして、現時点では具体的な時期は未定ということで聞いております。今後さらにもう少し工事が進んだ段階で、開通時期が決まったときに室蘭開発建設部で報道発表すると聞いておりますの

で、御理解いただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 10番、木内君。

○10番(木内達夫君) 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

---

◎散会の宣告

○議長(福島尚人君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時47分)